

令和2年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和2年5月12日（火）

【開会】 13時30分

【閉会】 17時37分

【場所】 第4庁舎 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 高橋 美里

委員 石井 孝

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄

教育政策室長 田中 一平

教育環境整備推進室長 水澤 邦紀

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

総合教育センター所長 市川 洋

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

教育政策室担当課長 二瓶 裕児

総合教育センター総務室 岩城 美由紀

総合教育センター総務室担当係長 栗須 正則

教育政策室担当係長 武田 雅規

指導課長 細見 勝典

指導課担当課長 武田 充功

指導課担当課長 濱野 雄功

指導課課長補佐 小嶋 健司

カリキュラムセンター担当課長 宮嶋 俊哲

教職員人事課担当課長 田中 克義

教育政策室担当課長 小島 昌子

教育政策室担当係長 伊丹 裕子

教職員企画課長 久保 慎太郎

教職員企画課担当課長 川合 健一

教職員企画課課長補佐 石田 隆由

教育環境整備推進室担当課長 古俣 和明

情報・視聴覚センター室長 栃木 達也

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

(13時30分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、13時30分から17時15分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 11名）

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや、訴訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、報告事項No.5、報告事項No.6、報告事項No.7及び議案第2号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第3号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれがあるため。また市の機関の内部の審議、

検討または協議に関する情報が含まれており、公開することにより、事務の適正な執行に支障が生じるおそれや率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.5、報告事項No.6、報告事項No.7及び議案第2号につきましては、議会への報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と岡田委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

6 請願審議

請願第3号（令和元年度） 2020年度、教科書採択に関し「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願について

【小田嶋教育長】

それでは、最初に請願審議に入ります。

「請願第3号（令和元年度） 2020年度、教科書採択に関し『地域住民の民意を十分反映』できるための施策を求める請願について」審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから10分程度でお願いいたします。

【請願者】

それでは、「2020年度、教科書採択に関し『地域住民の民意を十分反映』できるための施策を求める請願」の陳述を行います。

私は、2020年3月9日付けで教育を考える川崎市民の会が川崎市教育委員会に提出した「2020年度教科書採択に関し『地域住民の民意を十分反映』できるための施策を求める請願」審査で会を代表してといたしますか、その陳述を行いたいと思います。

まず、請願の趣旨ですけれども、今年新しい学習指導要領のもとで検定合格した中学校教科書の採択と、毎年行われている高等学校教科書の採択が行われることと同時に、2014年に改定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、地教行法と言いますけれども、その徹底

のために、文科省初等中等教育局長通知が出されているんですけども、その内容を再確認して、その通知の内容にふさわしい運営を行ってもらいたい。その趣旨から提出したということであり、また。ちなみにその通知ですけれども、「(二) 教育委員会について」の最後の「(6) その他」について、以下の文章があります。

すなわち、ここからですが、「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、『教育委員会の現状に関する調査』(文部科学省実施)の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること」となっています。

以上の通知文章の中にある「地域住民の民意を十分反映するため」を、「教科書採択」で生かすためには、今までも行っている教科書展示会場を一層住民に開かれたものにするのが重要になってきていると思うわけです。さらに、今年の採択が、実質的には小学校教科書だったこと、一昨年の採択が、実質的には中学校の道徳教科書だったことに比べ、今年の採択は、新学習指導要領による全教科の中学校教科書採択であり、十分な展示時間や期間が求められていると思います。そこで、今年の展示会場のアンケートに書かれた文章の中から、改善して欲しいことを、次に述べます。請願事項として請願書に書かせていただきました。すなわち請願事項は10項目です。

①として、出版社から提供されている教科書は全て活用すること。25冊来ているようですけども、私たちが教育委員会との懇談会の中では、何か全て活用されていないようなこともちらちらと聞いていますので、よろしくをお願いします。

②として、全部の行政区に当該の展示会場が設けられてきていますが、大変これはいいと思うんですけど、縮小することなく、各区の展示会場を維持すること。なお、総合教育センターや教育会館は市民にとって行きにくいので、高津市民館と中原の市民館に展示会場をつくってもらいたいというふうに思います。

③として、「教科書展示会場」との表示がなく、場所が分かりにくかったので、会場表示を掲げること。特に東門前小学校、私、行きましたけれども、学校の正門に提示がなかったのです。だから提示するとともに、例えば「市民の方で教科書採択に関心のある方は誰でも入場して教科書を読み感想を書くことができます」などの表示を行ったらどうか。

④として、各会場の展示期間を1週間以上にする。何と申しますか、25冊しか来ていないということから難しいかもしれませんが、回すわけですからね。一応1週間以上にする。

⑤として、市民に対して「教科書採択のために市民の意見を求めている」などのアピールを市の広報に掲載することを含め、教科書採択に関して市民の意見を求めている教育委員会の姿勢を示すこと。これは市の広報などに載せられていると思いますが、それも維持発展させるという観点からです。

⑥として、今までも意見が書きやすいように机や椅子を用意されて、また明るい場所で書けるようにされて、コピーもできるようになってきていますが、この点も維持していただきたい。

⑦として、昼間働いている方が展示場に行けるように、夜、せめて7時まで、や休日も含めて展示場を開設すること。

⑧として、このアンケート内容を採択の教育委員会会議の前日までに教育委員に読んでもらう

時間を確保すること。

⑨として、学校の先生方が教科書展示場に教科書を見に行けるように、出張扱いにさせていただければいいんじゃないか。

⑩として、採択会議時に、聴覚障害者のための、磁器ループを用意すること。これ、私たちの会などに耳のよく聞こえない方がいて、やっぱりこれがあると大変よく聞こえるということなので、よろしく願いできればと思います。

以上10点ですけれども、審議のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本請願の審議に際しても参考にさせていただきたいと思います。

次に、事務局からの説明をお願いいたします。

【岩城総合教育センター総務室長】

よろしく申し上げます。

それでは、令和元年度請願第3号について御説明いたします。

はじめに、請願書をごらんください。「2、請願事項」の「① 出版社から提供されている教科書は、すべて活用すること。」についてでございますが、お手元の資料1「教科書採択の公正確保について」の2ページ目の中段「小学校用教科書」の内訳をごらんください。本市に送られた教科書につきましては、政令指定都市教育委員会用が17セット、採択地区用が4セット、教科書センターが2か所ございますので4セット、合計25セットでございます。本市におきましては、教職員用及び一般展示用をはじめ、研究会用、教育委員用、指導主事用など、全て活用しております。

次に、「請願事項」の「② 全部の行政区に教科書展示場が設けてられてきていますが、縮小することなく各区の展示場を維持すること。なお、総合教育センターや教育会館は市民にとって行きにくいので、高津市民館と中原市民館を展示場に加えること。」についてでございますが、お手元の資料7ページの資料2「① 年度別展示会場数」をごらんください。これまでの教科用図書展示会場数につきましては、平成25年度は、記載の4区の4会場でしたが、平成26年度は新たに宮前区・麻生区にそれぞれ1か所会場を追加して6会場とし、平成27年度は川崎区の教育文化会館を追加して7会場とし、平成28年度は新たに幸区に1会場を追加して8会場とし、各区に展示会場を設置したところでございます。今年度につきましては、前年度と同様に8会場で実施する予定でございます。「②」の「展示日数」につきましては、過去平成29年度の多摩市民館と同様、今年度は教育文化会館が休館日と施設点検日が重なってしまったため、昨年度より1日少ない76日となります。

中原区は教育会館で14日間、高津区は総合教育センターで20日間展示しております。その他の区におきましては、夏休みの催し物など、市民利用が多い時期であるにもかかわらず、市民館を使わせていただいているところです。特に利便性のよい中原市民館や高津市民館におきましては、他の市民の利用頻度が高く、教科書展示会場として使用することは大変難しいことと考えております。また、展示するための高校の教科書の数が限られているため、会場を増やすことは

考えておりません。

次に、「請願事項」の「③ 『教科書展示会場』との表示がなく、場所が分かりにくかったので、会場表示を掲げること。特に東門前小学校では、学校の正門に掲示するとともに、例えば『市民の方で教科書採択に関心のある方は誰でも入場して教科書を読み感想を書くことができます』などの表示を行うこと。」についてでございますが、教科書展示会場の表示につきましては、各展示会場の入口には表示をしておりますが、可能な限り分かりやすく表示していただけるよう、各市民館に依頼してまいります。東門前小学校の表示につきましては、敷地内に表示をしておりますが、正門に表示をするようにいたします。

次に、「請願事項」の「④ 各会場の展示期間を1週間以上にすること。」についてでございますが、東門前小学校及び教育会館では14日間、総合教育センターでは20日間開催しておりますが、教育文化会館及び各市民館では市民ギャラリーで展示しております。お手元の資料9ページの資料3「川崎市市民ギャラリー使用要項」をごらんください。第3項の「目的」の規定では、「ギャラリーは、市民の芸術及び文化活動を奨励し、その普及及び振興を図るための展示場として、市民団体の利用に供するものとする。その他、教育委員会が特に必要と認める場合には展示場として使用できる。」とあり、1ページおめくりいただきまして、第9項の「使用期間等」の規定の第1号では、「1回の使用期間は、木曜日の午後1時から翌週の木曜日の正午までとする。ただし、休館日は除く。」とあり、第10項の「搬入及び搬出」の規定では、「前項の使用期間には、展示物の搬入及び搬出に要する時間を含むものとする。」とあることから、木曜日の午後に搬入し、翌週の木曜日の午前に搬出するため、展示期間を原則として金曜日から水曜日の6日間としているところでございます。なお、第9項の「使用期間等」の規定の第3号では、「第3項の委員会が特に必要と認める場合の使用にあたっては、使用できる期間は概ね月の二分の一以内とする。」とありますが、市民団体の市民ギャラリーの利用状況は使用希望者が抽せんになるほど多いということから、教育文化会館及び各市民館の会場では、展示日数を6日間としているところでございます。

次に、「請願事項」の「⑤ 市民に対して、『教科書採択のために市民の意見を求めている』などのアピールを市の広報に掲載することを含め、教科書採択に関しての市民意見を求めている教育委員会の姿勢を示すこと。」についてでございますが、これまでも教科書展示会場におきまして、アンケート用紙を設置して、市民の意見をいただいているところでございますが、昨年度から、展示会開催の広報につきましては、これまでの市政だよりの掲載や区役所、市民館、図書館でのチラシの配布及び市ホームページの掲載に加えて、報道機関への情報提供など、さらに広報を充実させておりますので、引き続き対応してまいります。

次に、「請願事項」の「⑥ 今まで、意見が書きやすいように机や椅子を用意され、また、明るい場所で書けるようにされ、コピーができるようになってきていますが、この点を維持すること。」につきましては、展示会場に足を運んでいただきました皆様へ、今後も引き続き適切に対応してまいりたいと存じます。

次に、「請願事項」の「⑦ 昼間働いている方が展示会場に行けるように、夜(せめて7時まで)や休日も含めて展示場を開設すること。」についてでございますが、令和元年度の状況を展示会場別に説明させていただきますので、お手元の資料7ページの資料2にお戻りいただきまして、③をごらんください。まず、東門前小学校につきましては、学校ということを考慮いたしまして、平日の9時から17時までとしているところでございます。次に、教育文化会館及び市民館では、

土日にも開設しておりまして、時間は10時から18時までとしております。次に、教育会館は、開館日である平日の午前9時から17時までとしております。最後に総合教育センターですが、土日も含めて午前9時から18時までとしているところがございます。

次に、13ページの資料4、「①令和元年度 各教科書展示会場別来場人数」をごらんください。9時から11時の来場者数と、16時から18時までの来場者数を比較しますと、川崎区の東門前小学校から中原区の教育会館までは、9時から11時までの来場者数が、高津区の総合教育センターから麻生区の麻生市民館までは、16時から18時までの来場者数が多くなっております。

次に「②令和元年度 各教科書展示会場別来場人数割合」をごらんください。9時から11時の来場人数の割合は18%、16時から18時までの来場者人数割合は19%と、ほぼ同じ割合となります。昨年の請願を受け、調査結果によっては時間を後ろに延ばすことも検討したところでございますが、大きな差がございませんでしたので、現状のままで開催する予定でございます。東門前小学校と教育会館も現行どおりの平日のみとしてまいりたいと存じます。

次に、「請願事項」の「⑧ このアンケート内容を採択の教育委員会会議の数日前までに、教育委員に読んでもらう時間を確保すること。」につきましては、これまでも、全ての展示会終了後に事前に教育委員に確認していただいているところでございます。

次に「請願事項」の「⑨ 先生方が教科書展示場に教科書を見に行けるように、出張扱いにすること。」につきましては、従来から教科書採択の調査研究のため、一般向けの展示会とは別に、教職員のための展示会場を設けており、出張での取扱いを行っております。

なお、請願事項の中にはございませんが、今回の新型コロナウイルスの感染防止のため、消毒液の設置や部屋の換気、人数制限等を考慮しながら展示会を開催する予定でございますが、感染状況拡大により変更が生じた場合には、ホームページ等で周知に努めてまいります。

総務室からの説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「請願事項」の「⑩ 採択会議時に、聴覚障害者のために、磁気ループを用意すること。」について、庶務課から御説明いたします。

15ページの資料5をごらんください。「磁気ループ」は国際的には「ヒアリングループ」という名称になっておりますので、「ヒアリングループ」と呼ばさせていただきます。「ヒアリングループ」は資料の図のとおり設置し、難聴者の聞こえを支援する設備で、マイクからの音声を磁気に変え、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させ、音声磁場をつくることにより、その磁気を直接、補聴器や人工内耳等に伝えることで、周りの騒音や雑音に邪魔されずに、目的の音・声だけを鮮明に聞き取ることができるようにするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、16ページをごらんください。「ヒアリングループ」につきましては、令和元年の8月に市議会の委員会会議室である第2庁舎605会議室で導入され、運用が開始されております。

17ページをごらんください。同会議室でも使用されている「携帯型ヒアリングループシステム」については、川崎市聴覚障害者情報文化センターにおいて「聴覚障害者向け情報機器貸出事業」として無償の貸出を行っており、これを用いて、昨年度教科書採択の会場となった「総合教育センター第1研修室」において設置の可否についてテストを行いました。その結果、傍聴席をループアンテナで囲い、ヒアリングループシステムを使用すること自体は可能でございましたが、

会場の音響設備とヒアリンググループのアンプとの互換性がないため、音響設備の拡声マイクのみを用いての使用ができず、ヒアリンググループ用マイクと拡声マイクの両方をもって発言しなければならないといった使用上の課題がございました。また、アンプ1台に対しマイクが2本しか接続できないため、委員の皆様の間でヒアリンググループ用のマイクを回していただく必要がございます。こちらにつきましては、アンプ2台を接続するなどの方法によりマイクの本数を増やすことが可能かについて、今後、再度テストを行う予定です。

このように教科書採択を行う教育委員会会議にヒアリンググループシステムを導入することは可能であると考えておりますが、導入に当たり、運用面にいくつか課題があるため、今後のテスト状況等を踏まえながら、携帯型のヒアリンググループを活用することについて検討してまいります。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。説明は以上です。

それでは、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

高橋委員どうぞ。

【高橋委員】

すみません、最後に携帯用ヒアリンググループとおっしゃられた気がするんですけど、それはこの説明のある大きなものではなくて、何か小型のものということですか。

【瀬川庶務課担当課長】

携帯用と言っているのは、資料でいうと16ページに写真が出ているかと思えますけど、アンプとアンテナの巻いているものなので、要は、建物とかに埋め込んでいるものではなくて、持っていけるという、そういう意味でございます。

以上でございます。

【高橋委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにいかがでしょうか。

中村委員どうぞ。

【中村委員】

昨年度の請願に基づき、詳細に調べていただきましてありがとうございました。請願された方々も、私たち教育委員会事務局がちゃんと調べた上で最大限の努力をしているということは見ただけなのではないかと思えます。一応これで大体網羅されているのではないかと私は思います。

ただし、今年はコロナの関係で、消毒とか人数というお話がありましたけれども、それだけでなく、もっと難しい問題が出てくるかもしれませんので、それは本当に御了承いただきたいということを請願者の皆さんにお願いしたいと思いました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

コロナ対応については、これからまだどういう展開になるか分かりませんので、日程等も含めて、状況がもしも変わりましたらすぐにまたお知らせするような形になるかなと思います。また安全面については十分配慮していくように整えていきたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員

【高橋委員】

請願事項②の高津市民館と中原市民館にも展示場を加えるというところで、一つ教えていただきたいんですけど、今までの展示場は基本的にお部屋、個室だったと思うんですけど、例えば高津市民館とか中原市民館は、ちょっと広めのロビーというか、例えば、ちょっとロビーが広めで、端っこにちょっとした展示ができるぐらいのスペースがあるように感じてはいるんですけど、そこの検討とかはされましたか。やっぱりただ、⑥に落ち着いて読んでメモしたりとかできるよというのを考慮すると、なかなかオープンスペースで展示をしてゆっくり見ていただくというのは難しいなという気がしますし、でもそういうオープンスペースなところに教科書が置いてあって、いろんな方に興味を持ってもらいたいという気持ちもあるんですけど、そのあたりはどう、何かご検討というか、されたりしましたか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【岩城総合教育センター総務室長】

市民館は長い間お部屋を借りるということ自体がちょっと、特に高津市民館とか中原市民館とかは難しいというのもありまして、借りるとすればギャラリーとかというオープンスペースになるのですかね、そういうところになるかとは思いますが、ちょっと触れたように、やはり空き状況なんかも聞くと、どうしても空いてないということもありまして、なかなかその辺は難しいかなというのもあったりとか、あと話によると、高津市民館のほうは今年のコロナの関係で言うと、ちょっと換気があまりよろしくないという話も聞いていて、それは今年に限っていることでもありますが、そんないろいろなことを考えると、高津区はちょっと不便な、どうしても総合教育センターというところで皆さんに御不便はかけてしまうんですけども、そういったところで考えていくしかないのかなと、今のところはこの現状ではございます。

【高橋委員】

今年度はコロナの関係もありますし、ちょっとそういうオープンスペースで展示というのは難しい、新しい検討は難しいなという気はするんですけど、来年度に向けて、少しちょっと書いたりとかというのはできないかもしれないけれど、多くの方に教科書を目にさせていただくという意味で、もしそういうオープンスペースのところで、ただ、教科書を持っていかれたりとかというところもあるので、もし管理とかがきちんとしてくれるという担保が取れるのであれば、そういう

オープンスペースでの展示も検討をしていただければと思います。今年度はちょっといろいろ難しいかなと思いますので。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岩切委員どうぞ。

【岩切委員】

いろいろと御検討いただきましてありがとうございました。先ほど中村委員からもありましたけれども、やはりちょっと今年コロナの関係で随分やり方を変えるというか、工夫が必要になってくるかなというふうに思います。いろんな図書館が今、再開をされ始めてはいますけれども、返却する本を一々消毒したりとか、いろんなことをされていますので、ぜひ皆さんの市民の安全面に関しては、くれぐれも安全が図られるような運用をぜひ考慮していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか、あとは。

では、今の請願事項①から⑩までの説明と、今、いくつかの質疑を踏まえまして、請願の取扱いを決定してまいりたいと思います。

請願事項①の出版社から提供されている教科書を全て活用することですとか、請願事項の⑤、⑥、⑧、⑨など、もう現在も対応しているものにつきましては、引き続き対応していくということです。

あと、請願事項の③、「教科書展示会場」の会場の表示については、分かりやすい表示ができるよう、展示会場となる市民館等と調整して、また東門前小学校については、正門に表示するなど、可能な対応を図っていくということでした。

また、請願事項の⑩、ヒアリンググループの導入につきましては、会場の音響設備機器の状況等を踏まえながら導入についてこれからまだ検討していくということで、そういった点については願意に応えられるという状況が確認できたかなと思います。

しかし、今、出ました高津市民館、中原市民館の扱いの請願事項の②につきましては、市民の方の利用頻度が大変高くて、教科書の展示会場として使用するのは今のところ難しい状況であるということ。

あと、請願事項の④、展示期間を1週間以上にするということについては、これは市民ギャラリーの使用期間の規定ですとか、利用状況の関係から、やはり利用できる期間に限りがあり、対応は難しいということ。さらに請願事項の⑦展示時間につきましては、昨年度の来場者数の状況を調査して、16時以降の来場人数の割合に大きな差がなかったことから、現状のまま行くという、そういう予定であるということ。そういったことが説明で分かってきたと思います。

以上の点から考えますと、本請願の取扱いといたしましては、願意は十分に踏まえた上でございますが、一部については実施することが難しいということもございますので、扱いといたしま

しては不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

請願第4号（令和元年度）川崎市情報公開・個人情報保護審査会による令和2年1月31日付「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）」のとおり、開示することを求める請願について

【小田嶋教育長】

続きまして、「請願第4号（令和元年度）川崎市情報公開・個人情報保護審査会による令和2年1月31日付『公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）』のとおり、開示することを求める請願について」審議いたします。

請願者の方は陳述を希望されておりませんので、事務局からの説明をお願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】

教育政策室でございます。

それでは、請願第4号について御説明いたします。

本請願の内容は、この後、議案第3号で御審議いただきます「公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について」に関するものとなっておりますが、会議開催当初に教育長がお諮りし、決定したとおり、議案第3号は特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、また、市の機関の内部の審議、検討または協議に関する情報が含まれており、公開することにより、事務の適正な執行に支障が生じるおそれや率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開での審議となります。

したがいまして、本請願の取扱いにつきましては、この後、非公開で議案第3号の御審議をいただき、議決された公文書開示請求に係る審査請求の裁決結果をもって決定することとしていただきます。

御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

【小田嶋教育長】

ただいま事務局から説明がありましたが、今回の請願事項につきましては、この後、審議いたします議案第3号「公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について」に関するものでございます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、当該議案は非公開案件となります。

その趣旨から、本請願事項に関してここで一定の判断を出すことは、当該議案の審議に関わる

議論となりますので、この請願に対する判断をこの場で行うことは適切ではないものと考えます。

したがって、本請願につきましては、この後非公開で議案の審議を行った結果、審査請求人の請求を「認容」する採決となった場合は「採択」、審査請求人の請求を「棄却」する採決となった場合は「不採択」とする取扱いとしたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただき、本請願の審議結果は、「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」第6条第1項の規定に基づきまして、請願者に対して文書でお知らせいたします。なお、請願書の内容につきましては、議案の審議に際しての貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思っております。

7 議事事項 I

議案第1号 令和3年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

【小田嶋教育長】

続きまして、議事事項 I に入ります。

「議案第1号 令和3年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

【細見指導課長】

よろしくお願いたします。

それでは、「議案第1号 令和3年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」御説明させていただきます。

議案書の1ページをごらんください。はじめに「令和3年度川崎市使用教科用図書採択方針」について御説明いたします。

「1」の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の構成かつ適正を期すため、令和3年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、「2」の「採択の基本的な考え方」、「(1) 採択の権限」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施」いたします。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和3年度に使用する教科用図書を採択いたします。

採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものとしたします。ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、下段の枠内の「※4」にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外にも使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものとしたします。なお、以下、この教科書目録に登載された教科用図書以外の教科用図書を「附則第9条図書」と呼んでまいります。

資料を1おめくりいただき2ページをごらんください。次に、「(3)教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとしたします。

次に、「(4)採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「(5)静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「(6)採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は1地区としたします。川崎高等学校附属中学校、高等学校及び特別支援学校は、学校ごとに採択を行います。

1枚おめくりいただき3ページをごらんください。「(7)採択時期」につきましては、8月31日までにを行うものとされております。

次に、「3教科用図書の調査審議」の「(1)教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、「教科用図書選定審議会」を設置し、教育委員会は、審議会に対し教科用図書の調査審議について諮問いたします。

審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、「(5)調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の5つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。1点目は「学習指導要領との関連」、2点目は「編集の趣旨と工夫」、以下、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

なお、1点目の「学習指導要領との関連」についてでございますが、各教科の目標につきましては、学習指導要領に示されている目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱いを踏まえ、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」を重視して調査を行うこととし、教育内容の主な改善事項では、「言語能力の確実な育成」、「体験活動の充実」、「コンピュータ等を活用した学習活動の充実」などに沿って調査を行うこととしたします。

1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。「4」の「教科用図書の採択手順」でございますが、はじめに、(1)の小学校が使用する教科用図書につきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

次に、(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましては、新学習指導要領の実施に伴い、新たに採択を行います。採択手順は、8ページ「採択の手順フロー図①」のとおり行いますが、詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、(3)の高等学校の教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんので、各学校の状況に応じて採択を行います。6ページ(4)の特別支援学校、特別支援学級等の教科用図書も含めまして、後ほど、フロー図にて御説明いたします。

1枚おめくりいただき、6ページをごらんください。中段、「5」の「教科用図書展示会」でございますが、教科用図書展示会につきましては、本年6月12日から8月12日までの期間におきまして、お示しの8か所でそれぞれ実施いたします。開催日時につきましては、1枚おめくりいただき、7ページの「会場・日時一覧」のとおりでございます。

1枚おめくりいただき、8ページをごらんください。こちらは「中学校における教科用図書の採択手順」のフロー図でございます。

採択までの流れでございますが、「①」で教育委員会が「教科用図書選定審議会」に対して、教科用図書の審議を諮問するとともに、「②」で「調査研究会」、「③」で各学校に対して調査研究を依頼いたします。各学校では、校内調査研究会を設けていただき、全ての教科用図書の調査研究を行い、「④」で「調査研究会」に報告していただきます。

「調査研究会」は調査研究員により構成されておまして、「⑤」で各学校からの報告を取りまとめた調査研究、及び「⑥」で全ての教科用図書の調査研究について「教科用図書選定審議会」に報告いたします。

「教科用図書選定審議会」は、学識経験者、学校教育の関係者及び市職員で構成されておまして、「調査研究会」からの報告を参考にしつつ、様々な視点で審議し、「⑦」で審議結果を教育委員会に答申いたします。

教育委員会では、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審査し、最終的に教育委員会の権限と責任のもと、教科用図書を採択していただきます。

教科用図書の採択に当たりましては、「学校、教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価する」というプロセスを経ることにより、教科用図書の採択における適正さ公正さを確保してまいります。

続きまして、1枚おめくりいただき、9ページをごらんください。こちらは「高等学校における教科用図書の採択手順」を示したものでございます。一番下の四角囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。左側の「校内調査研究会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。この「校内調査研究会」は、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。例えば国語でいいますと、国語という教科の中には、現代文、古文、漢文に関わる教科書がありますが、それらに関わる国語科の教員が全員で調査研究する会でございます。そして、この「校内調査研究会」では、各校の目指す生徒像や身につけさせたい力等を教科ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究を行い、「③」で「調査研究会」、「④」で「校内採択候補検討委員会」に報告をいたします。

一番下右側の「調査研究会」は、各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、選定候補となった全ての教科用図書について調査研究を行い、「⑤」で「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。

「校内採択候補検討委員会」は、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び「調査研究会」の報告をもとに「採択候補一覧表」を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、「⑥」で「教科用図書選定審議会」に提出します。

1枚おめくりいただき10ページをごらんください。「特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順」でございます。特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、学校が「附則第9条図書」の使用を希望する場合には、「校内調査研究会」を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性などを踏まえて調査研究し、「教科用図書選定審議会」に報告いたします。

また、特別支援学校の高等部におきましては、現在、高等部用の教科用図書がございませんので、「附則第9条図書」を調査研究し、学校ごとに選定した図書を「教科用図書選定審議会」に報告いたします。審議会では、調査研究等の報告を参考に審議し、「④」でその審議結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において、毎年採択していただいております。

1枚おめくりいただき、11ページをごらんください。今後のスケジュールでございます。

1枚おめくりいただき、12ページをごらんください。「令和3年度使用教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。本年度は、令和3年度に使用する、中学校の教科用図書の新たな採択、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択替えを行いますので、あらかじめ「川崎市教科用図書選定審議会」から意見を伺うため、教育委員会が審議会に、それらの調査審議について諮問を行うものでございます。本委員会で御承認いただきましたら、1枚おめくりいただき、13ページのとおり諮問し、手続を進めてまいります。

さらに1枚おめくりいただき、14ページは、当該諮問の根拠法令である「川崎市附属機関設置条例」でございます。そして、4枚おめくりいただき、18ページは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」の該当条文を掲載してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

何かご質問等はございますでしょうか。

【高橋委員】

8ページの「校内調査研究会」についてなんですけれど、全ての教科用図書の調査研究ということで、先ほど「請願第3号」のところで、各川崎市に来る見本の教科書の数が25冊ということだったと思うんですけれど、そうすると全部の中学校に教科書を配付することができないので、この各学校の「校内調査研究会」というのは、例えば研究会の先生が総合教育センターに行って、そこに置いてある教科書を見て研究するみたいなことでよろしいのでしょうか。

【細見指導課長】

そのとおりでございます。

【小田嶋教育長】

ほかには。
岩切委員。

【岩切委員】

4 ページ目のところで、新学習指導要領に基づいてという中で、コンピュータの活用を踏まえて、というようなお話があったんですけども、コンピュータの活用はどのようなことを踏まえていらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

今回の採択される教科書には全てQRコードというものが示されておりまして、その中に学習内容に関わる動画も紐づいておりますので、そのあたりをしっかりと見て調査研究してまいりたいなというふうに思っております。

【岩切委員】

今後になると思うんですけども、まだ一人に1台のパソコンが与えられていないような状況なんですけれども、その辺はどのようにお考えか教えていただけますでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

一人1台端末は、今年度中に実現するかどうか、まだ不透明なところではございますけども、そういった中でどんなものが可能性があるのかということも教科書を見ながら調査研究してまいりたいなというふうに思っておりますが、また、教科書の中でどのような扱いがあるのかも併せて調査研究してまいりたいと思っております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。
石井委員、どうぞ。

【石井委員】

会場の中に東門前小学校が含まれていまして、この期間ですと学校も当然再開になれば授業をされているわけですね。この会場にはどなたか、先生とか特別の立会人という方がいらっしゃるのでしょうか。

【小田嶋教育長】

では、総務室からお願いします。

【岩城総合教育センター総務室長】

この期間中はアルバイトを雇っておりまして、常時ついているという形になります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

4 ページにあります、「調査審議の観点」ということで、委員の方も皆さんもう十分お分かりだと思いますけれども、「学習指導要領との関連」ということで、先ほど説明もありましたように、新しく学習指導要領、中学校も変わってきますので、その部分が非常に大きく関わってくるかなということと、あと「ウ」の内容はもちろんどの項目もそうですが、下から2番目の「川崎市の教育が大切にしている視点」というのを、昨年度も小学校の採択のときには重視していたと思います。これは「かわさき教育プラン」との関わりということになりますので、こういったポイントを十分御理解いただきながら、各委員の皆様方にも独自にこれから調査審議していただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、ほかに御質問等がないようでしたら、議案第1号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第1号は原案のとおり可決いたします。

8 報告事項 I

報告事項 No. 1 委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

続いて報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長お願いします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

報告事項No. 1 の1 ページをごらんください。「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した規則」につきましては、「川崎市教育委

員会会議規則の一部を改正する規則」でございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、「教育委員会定例会を招集しない要件を定めるもの」でございます。

次に、「(3) 施行期日」につきましては、公布の日としたものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和2年4月20日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、毎月招集することとされている教育委員会定例会につき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止という特別の事情を考慮し、令和2年4月は招集しないこととするため、速やかに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

本件に関しては、事前に教育委員に確認があったと思うのですが、そういうのは審議にはならないんですか。臨時代理ということになるのですか。

【瀬川庶務課担当課長】

規則の改正につきましては、原則は教育委員会会議の議決が必要でございますので、これは4月のまさに定例会の招集をしないこととする例外要件を定めるための措置でございましたので、そこを招集してしまうと、招集しない要件を定めるための規則改正でございましたので、やむを得ず会議を招集せずに教育長の臨時代理という形で処理をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【中村委員】

一応私たちも臨時代理とはいっても承認をしているので、ただ、それが正式な会議じゃないからということですね。

【瀬川庶務課担当課長】

手続上は、教育長の臨時代理という制度でやらせていただいて、その場合は、資料の下にございますとおり、参考で出てございますけれども、次の、3条2項にございますけれども、直近の委員会に報告して承認を受けなければならないという制度になってございますので、事前に打診をさせていただいて、内々にごらんをいただきましたけれども、制度上の手続は今踏ませていただいていると、そういうことでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1 について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1 は承認いたします。

報告事項 No. 2 教育委員会の権限の属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 教育委員会の権限の属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【濱野指導課担当課長】

よろしく申し上げます。

それでは、「報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明いたします。

資料の1枚目をごらんください。「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

はじめに、「1」の「臨時代理した事項」につきましては、「令和3年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」の制定でございます。毎年、志願資格や選抜日程等を4月の教育委員会にお諮りしているものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和2年4月28日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」につきましては、神奈川県、横浜市、横須賀市及び本市の各教育委員会で要綱を制定し、4縣市合わせて4月30日に公表する必要がございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

1枚おめくりいただき、「令和3年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」をごらんください。主な項目について、御説明させていただきます。

下段の「5 募集期間」をごらんください。表の右側、「定通分割選抜」とは、夜間の定時制と通信制の課程において、受検の機会をさらに確保するために、全日制と定時制が同一日程で実施する「共通選抜」の合格発表後に、別途募集・選抜を実施するものでございます。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。下段の「9 選抜のための検査」についてでございますが、原則として全日制課程では5教科と面接、定時制課程では3教科と面接を実施いたします。また、どちらの課程も必要に応じて特色検査を実施することができるものとした

します。特色検査につきましては、例年、川崎総合科学高校デザイン科においてデッサンの実技検査を、橘高校スポーツ科において競技の実技検査を実施しております。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。「10」の「検査等の期日」でございますが、先ほど御説明したとおり、共通選抜の発表後に「定通分割選抜」を実施いたします。

2枚おめくりいただき、資料1をごらんください。「令和3年度 川崎市立高等学校における募集形態」でございます。市立5校では上の表の全日制課程と、下の表の川崎高等学校の定時制課程昼間部につきましては、「共通選抜」のみを実施し、定員の全てを募集・選抜いたします。

その他の定時制課程では、「共通選抜」においては募集定員の8割を募集・選抜し、後日行われる「定通分割選抜」で、残りの人員を募集・選抜いたします。

なお、今回の変更点は米印のついた箇所でございます。本年2月に策定されました「市立高等学校改革推進計画第2次計画」でお示しした内容となりますので、簡潔に御説明いたします。

まず、上の表の「※1」、川崎高等学校全日制普通科でございますが、中高一貫教育校の特徴の一つであります「学習指導要領等によらない特別の教育課程」を編成し、6年間の体系的・継続的な学びの充実を図るため、これまで高等学校全日制課程で実施しておりました普通科1クラスの募集を停止いたします。

次に「※2」、幸高等学校についてでございますが、中学生の普通科志向、専門学科離れなどを考慮し、普通科の募集クラス数を増加し、ビジネス教養科の募集クラス数を削減いたします。

次に、下の表の「※3」、川崎高等学校定時制課程でございますが、大幅な定員割れが続いております夜間部の募集を停止し、ニーズの高い昼間部の募集枠を増加いたします。

同様に「※4」、高津高等学校定時制課程につきましても、大幅な定員割れが続いているため募集クラス数を削減いたします。

なお、具体的な募集定員につきましては、毎年10月下旬の教育委員会でお諮りしておりますので、そちらで提案させていただきます。

1枚おめくりいただき、資料2といたしまして、令和3年度の入学者選抜に関する日程を添付いたしましたので、後ほどごらんください。

最後に、今回の臨時休業の影響による、選抜方法や検査内容等の対応につきましては、神奈川県、横浜市、横須賀市教育委員会と連携して検討し対応、中学生、保護者に丁寧に説明してまいりますと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

御質問等ございましたら、お願いします。

高橋委員。

【高橋委員】

周りの保護者の方で、受験についてすごく心配している方がやっぱり多いので、まだ何も決まっていない状況だとは思いますが、これからのコロナの推移も見ながら、受験生が不利のないように、悔いがなく受験ができるような環境を整えていただけますように、よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

よろしくお願ひします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認いたします。

報告事項 No. 3 新型コロナウイルス感染症による影響への対応について

【小田嶋教育長】

次に「報告事項No. 3 新型コロナウイルス感染症による影響への対応について」の説明を、庶務課長、お願ひいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「新型コロナウイルス感染症による影響への対応について」御説明いたしますので、資料の1ページをごらんください。

本件につきましては、学校教育部、総合教育センター及び職員部と対応が局全体にまたがっていることから、私、庶務課長のほうから御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、「1」の「市立学校の臨時休業に関する経過について」時系列に御説明してまいります。

はじめに、2月27日でございますが、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が示されました。また、翌2月28日には、文部科学省から「一斉臨時休業」に係る通知が発出されたことを受けて、川崎市教育委員会いたしましたは、「国の方針を踏まえ感染拡大の防止のため全市立学校において臨時休業」することを決定し、報道発表したところでございます。

詳細につきましては下段に示しておりますが、①として、臨時休業期間につきましては、令和2年3月4日から3月25日まで、②として、児童生徒の居場所の設置、③として、個別に登校日を、日時・場所を分散させる等感染防止策を講じた上、必要最小限の人数で実施、④として、卒業式・入学者選抜等については、既定方針どおり感染防止策を講じて実施、⑤として、臨時休業期間中の体調管理に留意するよう指導、心配な点がある場合は速やかに学校へ連絡、⑥として、緊急時の連絡体制を整備、⑦として、家庭訪問等を通じて児童生徒の状況把握に努めること、などについてお示しをいたしました。

各保護者に向けましては、「新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業のお知らせ」を配布したところでございます。また、一番下に記載がございますが、家庭学習につきましても、小

学校用、中学校用の家庭学習資料等を各学校に通知するとともに、川崎市総合教育センターホームページ上で掲載したところでございます。

資料2ページにまいりまして、スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの通常派遣及び溝の口・塚越両相談室における来所相談の通常実施、適応指導教室（ゆうゆう広場）の「児童生徒の居場所づくり」の観点からの通常開室について、各学校に通知するとともに、川崎市総合教育センターホームページ上で掲載したところでございます。

次に、3月4日でございますが、市立学校において臨時休業を実施し、合わせて、スクールガードリーダー、地域交通安全員の継続配置を行ったところでございます。

次に3月23日でございますが、「入学式、部活動等の再開、運動日の設定について」を報道発表し、①として、入学式については、感染症拡大の防止措置を行い実施、②として、授業再開については、今後、文部科学省からの通知（ガイドライン）を受け検討、③として、部活動については、感染症拡大防止の措置を講じた上で再開、④として、運動日については、児童生徒の運動不足やストレスの解消などの健康の保持・体力維持の観点から、感染症拡大防止の措置を講じた上で実施、といたしました。

3ページにまいりまして、3月31日でございますが、「新型コロナウイルスに関する川崎市立学校の対応等について」を報道発表し、①として、学校再開については、国の専門家会議の見解や文部科学省から示される指針を踏まえ決定する、②として、入学式については、感染症拡大の防止措置を十分行った上で実施する、③として、部活動については中止とする、④として、「運動日」については、各学校の状況に応じ学校再開までの間実施とする、などいたしました。

次に4月2日でございますが、「新型コロナウイルスに関する川崎市立学校の臨時休業の実施について」を報道発表し、①として、市立学校については4月17日まで臨時休業とする、②入学式については、感染症拡大の防止措置を充分行った上で実施する、③始業式については、感染症対策及び集団感染への対応を充分行った上で、4月6日以降に実施する、④として、児童生徒については家庭学習とし、週に1回程度の登校日を設定する、などいたしました。

続きまして4ページにまいりまして、4月3日でございますが、各小・中学校に「4月以降の臨時休業中の家庭学習について」発出し、4月版「家庭での学習計画」及び学習計画（例）を示すとともに、家庭学習を課すことや、登校時の学習指導について依頼したところでございます。

次に4月7日でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、国において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発動されたところでございます。

これを受けまして、4月9日でございますが、本市におきましては、「緊急事態宣言下における本市行政運営方針について」が示されたのに合わせまして、教育委員会におきましては、「市立学校における臨時休業等の対応について」を報道発表し、市立学校の臨時休業期間については、市方針を踏まえ、5月6日まで延長する、などいたしました。

続きまして5ページにまいりまして、4月15日でございますが、「市立学校における臨時休業中の対応について」を報道発表し、①として、臨時休業期間中においては、不安等を抱える児童生徒への支援や児童生徒の心身の健康状態の把握のため、個別相談日の設定などに取り組むことといたしました。②として、当面の間、登校日は中止とすることとしました。また、④として、今後の学校再開を視野に、これまでの取組に加え、在宅勤務を可能とすること、などいたしました。

続きまして6ページにまいりまして、4月17日でございますが、川崎市業務継続計画（BC

P) が発動されました。

次に4月21日でございますが、各小学校・中学校に「市立学校における家庭学習について」を発出し、「ICTを活用した家庭学習の例」を示すとともに、川崎市総合教育センターホームページ上に掲載いたしました。また、5月版の「家庭での学習計画」及び学習計画例をお示したところでございます。

次に4月27日でございますが、各小学校・中学校に「新型コロナウイルス感染症に関する家庭向け資料について」を発出するとともに、川崎市総合教育センターホームページ上に掲載したところでございます。

次に4月28日でございますが、「臨時休業期間を暫定的に延長する」旨を報道発表し、①として、市立学校の臨時休業期間を5月8日まで暫定的に延長すること、②として、5月11日以降の対応については、国及び県の方針が示された後、改めて決定すること、③として、国の緊急事態宣言の延長または県の臨時休業期間の延長要請があった場合には、当該宣言または要請に定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定であること、④として、不安等を抱える児童生徒への希望制による個別相談等の支援については実施を継続する、などいたしました。

次に5月4日でございますが、「臨時休業期間を延長する」旨を報道発表し、①として、市立学校の臨時休業期間を5月31日まで延長すること、②として、6月1日以降の対応については、国・県の方針、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、改めて決定すること、③として、家庭での児童生徒の学習を支援するため、児童生徒（または保護者）の分散、時差または個別での来校による学校での学習相談や学習課題の配布・回収等を、各学校の状況に応じて実施すること、川崎市総合教育センターのホームページにおいて、ICTを活用した家庭学習のためのWEBサイトを紹介すること、⑤として、不安等を抱える児童生徒への希望制による個別相談等の支援については継続すること、⑥として、特別支援学校の「児童生徒の居場所」における給食の提供は中止すること、⑧として、市立小学校の自然教室については、延期日程の調整が困難なため中止とする、などいたしました。

次に7ページにまいりまして、5月7日でございますが、各小・中学校に対しまして、「臨時休業期間における家庭学習について」を発出し、インターネットを活用した動画配信等やTV会議システムを活用した取組について情報提供したところでございます。

次に5月11日でございますが、各学校に対しまして、「インターネット等、ICTを活用した『オンライン指導』について（通知）」を発出し、各ガイドラインに沿った運用を依頼したところでございます。

続きまして「2」の「学校再開に向けて」でございますが、「(1)」の「学校再開等の判断について」といたしまして、6月1日以降の対応（学校の再開・臨時休業期間の延長）につきましては、国・県の方針、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、改めて決定すること、次に、国の緊急事態宣言の再延長または県の臨時休業期間の再延長要請があった場合には、当該宣言または要請の定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定、としております。

次に「(2)」の「学校再開に向けた検討」についてでございますが、学校再開後も一定期間は、分散登校や時差登校などにより、段階的に教育活動を再開することや、必要に応じ各教科等の指導計画の見直し、また、児童生徒や教職員の負担が過重とならないように配慮しながら、時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮等について検討しているところでございます。

続きまして「3」の「令和2年度実施教員採用候補者選考試験について」でございますが、「(1)」

の「現時点での対応」についてでございますが、地方での新型コロナウイルス感染拡大のリスクを未然に防ぐことを目的に、熊本会場、名古屋会場での一次試験を中止し、川崎会場のみで実施することといたしました。また、緊急事態宣言の発出で、活動を自粛している受験希望者に配慮して、受験申込期限を、資料に記載した期日まで延長いたしました。

次に「(2)」の「検討事項」についてでございますが、いわゆる「3密」の回避を目的といたしまして、川崎の2会場を3会場に増やし、受験者を分散させて試験を実施することを検討しております。また、試験当日のマスク持参、試験会場での手指の消毒、事前の検温、体調不良の場合は受験を自粛することなど、感染予防の協力について、事前に受験者全員にお願いしたいと考えております。試験実施中の体調不良者への対応につきましては、本人に試験継続の意思がある場合には、今回につきましては別室での受験を認めることを検討しております。また、一次試験・二次試験の日程及び内容の変更につきましても、1教室当たりの受験者の人数や、受験時間に配慮する方向で検討しております。

続きまして8ページにまいりまして、横の資料となりますが、「臨時休業期間における家庭学習について」御説明いたします。

4月10日、文部科学省におきまして、臨時休業期間中に児童生徒が十分に授業を受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じる旨の通知が発出されました。これを受けまして、「基本方針」として、各学校ができることから取り組むこと、「目的」として、児童生徒の学習に遅れが生じることがないようにすることとして、学習指導を進めているところでございます。

はじめに、左上のボックス、「家庭学習の取組について」でございますが、休業中の家庭学習については、5月までの「家庭学習の計画」の例を示しました。これをもとにしまして、各学校では、学習課題を作成し、個別相談日などの機会を利用して配布し、回収・添削することにより、個々の児童生徒の学習状況を把握し、必要に応じて学習支援を行い、次の学習課題を作成しております。

次に右上のボックスでございますが、「ICTを活用した家庭学習への情報提供」でございますが、ICTを活用した家庭学習につきましては、家庭学習での例を示すとともに、学習動画に係る「教科書のQRコード」、「川崎市のまなびのひろば」などの様々な学習コンテンツを、川崎市総合教育センターのホームページ上で紹介しております。

次に左下のボックスでございますが、「1 インターネットを活用した動画配信等」でございますが、現在、YouTubeによる動画配信、クラウドを用いた情報提供に取り組んでいる学校がございますが、こうした学校を支援するためのオンライン配信について、環境整備を進めております。

最後に右下のボックスでございますが、「2 TV会議システムを利用した取組」でございますが、TV会議システムによる学校と家庭の双方向通信の研究を進めており、各小・中学校での試行におきましては、児童生徒とのつながりが持てるなどの成果が得られておりますが、そういった環境が整っていない児童生徒への対応などの課題もございます。

また、各学校がインターネット等、ICTを活用したオンライン指導を適切に行うことができるよう、「オンライン指導」に関するガイドラインを示し、各学校の取組を支援しているところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。よろしく御願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

臨時休業が大変長い期間にわたり、まだこの先も続くということで、影響は本当に多岐にわたっていますが、今までの経緯と採用試験のこと、また学習についての基本的な情報提供をさせていただきます。

各部長もそろっていますので、御質問や御意見等あれば対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

保護者委員ということで、周りの保護者さんですとかお子さんの様子をいろいろ情報を私なりに集めたものを、ちょっと先に、まとめてきたものを報告させていただきたいと思っております。

私が見える範囲の周囲の保護者の方の声としては、3月からの休校については、感染拡大防止のためには仕方がないな、とか、妥当だ、というふうに受け入れている方が多かったように思います。正直、私自身は、あまりに休校が突然に決まったこと、それから説明が不十分、私にとっては不十分だったことで、それからどういう状況になったら学校が再開できるのかということ、全然最初から分からなくて、今もずっと分からないままだということは、ちょっと残念に思っているところです。

お子さんのほうですけれど、ぱっと見た感じは長期休みの延長という感じで、公園でも元気に遊んでいたり、自分の子ども、それから例えばZ o o mでお見かけした、ほかのお宅のお子さんも元気そうに見えるんですけれど、よくよくお話をすると、外出はしていないんだけども微熱が何日か続いたとか、いつもはそんなことはない、ちょっとしたことですぐに涙が出る、泣いてしまうようなことがあるとか、大人が見えないところで、子どもの心の中にもストレスが少しずつたまっていたりするのかなというふうに感じています。あと、我が家では、運動不足と親も含めて不安がある中で、なかなか夜眠れなくて、早い時間に寝かせても、2時間とか3時間眠れないというようなことがあって、生活リズムをつくるのに苦労しているところです。

家庭での子どもへの学習課題の支援を含めたケアですけれども、もちろん保護者の方が仕事を続けなければならない場合は、学校の居場所を使っている方もいらっしゃいますけれども、それなりに大きくなったお子さんの場合は、お子さんだけで留守番をするということもあって、留守番をしている間の生活リズムですとか、学習課題をやるのとか家庭学習のケアも難しい状況もあるというふうに聞いています。また、我が家もそうですけれども、では、保護者が在宅勤務で家にいるんだったら、子どものケアができるのかというと、私もちょっと予想していなかったんですけれど、思いのほかできないという現実があります。特に、在宅勤務で作業をしているだけならいいんですけれど、テレビ会議をしている方が結構多くて、その間はお子さんというのは静かにしていなければいけないということで、御家庭によっては、本当に一日中誰かがテレビ会議をしているというようなお宅もあって、その場合は本当にお子さんたちは外にも遊びには行けない、お家でも静かにしていなければいけないということで、ストレスがたまっているようなことも聞いております。また、在宅勤務なんですけれども、勤務ですので、子どもの勉強に例えば30分とか1時間とかつきっきりで見るといようなことは就業規則的にもなかなかできませんので、

そうすると、学校の宿題をやっておきなさいというようなことが多くて、特に低学年のお子さんは、家庭で親御さんの支援が必要なものも学校によってはあると思うんですけど、なかなかその時間をとるのは難しいという現実があると思います。

それから、私の自宅の近くには大きな公園があるんですけども、結構日中でも家庭学習を、というふうに言われているんですけども、元気に遊ぶ子どもたちの姿を見ることができます。マスクをしないで、近づいておしゃべりをしている姿なんかを見ると、注意しなければいけないという気持ちもありますけれど、やはり子どもたちが置かれている大変な状況を見ると、注意をするということはやっぱりできなくて、伸び伸びした生活を送らせてあげたいなというふうにも感じます。いつもは学校にいる子どもたちが、地域にいるということで、例えばボールをついて道路を歩く音ですら騒音となって、学校に苦情が来るというようなことも聞いていて、ふだんの生活では問題にならないようなことが、ちょっとずつ問題になっているということと、私個人としては、社会に開かれた教育、地域と一緒に子どもを育てていこうという中で、また大変な状況の中で、子どもがある意味で地域に帰っているときに、子どもにもうちょっと温かく地域で受け入れてもらえるのかなと思っていたので、ちょっと残念というか、悲しいなと思うようなこともございました。

もう一つ、こども家庭センター、中央児童相談所が近くにありますので、職員さんとお話をする機会があったんですけども、こういうこともあって、虐待のような相談事例が多いんじゃないかと心配していたんですけども、逆にそういう相談がないと。非常に落ち着いていて、それが怖いというお話をされていて、私も学校とか幼稚園、保育園というところが、そういう福祉的な意味で担っていた役割の大きさを感じて、学校が再開したときにどういうことになるんだろうというのは、すごく心配に思っているところです。やっぱり、保護者のほうも、一日中家に子どもがいて、なかなか家庭学習のお手伝いも非常に難しいということもあたりして、ストレスがたまっているということがあるんじゃないかと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

保護者の立場から、御家庭での子どもたちの様子を教えていただきました。今のお話なんかも受けまして、先ほどの御報告と併せて御質問等あれば、よろしく願います。

岩切委員。

【岩切委員】

2ページ目の、一番上のところ、3行目のところに、「児童生徒の居場所づくり」ということを書いていただいている、非常にありがたいなと思った取組なんですけれども、テレビ等や何かでいろいろとそういうところを、行き場がある子はまだいいんですけども、そういうものが用意されていない人たちが大変だ、なんていう報道もありますので、川崎市で、この利用状況というもの、もし紹介できれば、差し支えない範囲で教えていただけますでしょうか。足りているのか足りていないのかとか、そういったところをちょっとお伺いしたいなと思いました。

【小田嶋教育長】

学校教育部のほうから。

【森学校教育部長】

お答えさせていただきます。児童生徒の居場所につきましては、基本的にはお子様は家庭で預かっていただくことが前提でございますので、どうしても預からざるを得ない状況、例えば御両親が医療従事者であるとか、共働きで一人で留守番できなくて、というような、限定的な方をお預かりしているところでございます。

学校の対応としましては、何人かの先生がローテーションを組んで、数名の子どもたちを見守っている状況でございます。現在のところ、それほど多く的人数ではございませんので、対応できている状況でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

突然の出来事から、この表に書かれているように、本当に細かく丁寧な対応をしていただいていると思います。ありがとうございます。

それで、状況は大体分かったのですけれども、これだけのことをやるためには、先生方も大変なのではないかと思えます。私たち教育委員会としましては、子どものことを守ることと、教職員を守ることが大事だと思うのですけれども、教職員の状況はどうなっているのかということと、あと、いろいろと新しい取組をしていく中で、例えばここにテレビ会議システムとかICTとか書いてありますけれども、こういうのが得意な学校とそうでない学校とか、いろいろ学校による違いがあると思うんですね。今はちょっと学校に任せていろいろ取り組んでいただいていると思うのですが、その支援の状況ということをお教えいただけないでしょうか。

【小田嶋教育長】

まず職員部から、教職員の状況をお願いします。

【石渡職員部長】

教職員の状況でございますけれども、臨時休業が始まった段階では、基本的には休暇等で対応していたんですが、全庁的な考え方として、「特別休暇1号」ということで、家族に感染者が出たあるいは保育園が休園になってしまったりということで、これは災害に適用する特例なんですが、さかのぼって休校が開始したちょっと前ぐらいからこのような扱いで対応いたしました。

それから、先ほど4月15日、在宅勤務を可能にしたというところもあったと思うんですが、こちらは、先ほど岩切委員からございました居場所の関係、こちらのほうは大体10名のお子さんを一人の教員で見ているというのを伝え聞いてましたので、その利用状況等を加味して、それから登校日等がなくなるということで、マンパワーが一定程度少なくできるんじゃないかというところで、川崎市役所全体の導入より2日ぐらい前に在宅勤務を可能として、逆算していきますと、実は5月6日に解除されて、そこから2週間前というと4月22日、それ以降に教員の方が

感染しますと2週間出てこれなくなりしますので、それよりも前、ちょっとバッファを見て、もうここしかないということで全体のマンパワー、それから再開の視野を入れて、4月15日、教育長等に御理解いただきまして、在宅勤務を可能として、教員の感染状況でございますけれども、残念ながら新聞等で発表されているとおり、1名、感染者を出してしまいました。それ以外の教員については、今のところはございません。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

I C Tの支援状況については、センターから、所長。

【市川総合教育センター所長】

今、委員のほうから御質問ありましたように、それぞれの家庭環境についても、I C Tの受ける環境があるかどうかにも違いがあります。また、学校の先生の力量というか、それによって得意、不得意もあって、そういうことも我々としては承知しているわけですが、全てが一斉に整うのを待っていたら、やはり今回の状況では難しいかなというふうに考えています。本来でしたら、各学校の情報・視聴覚の担当者と一緒に研修しながら、例えばZ o o mの方法等も学んで各学校に広げていくというのが本来の形だと思うんですけども、今はもうとりあえずできる学校からどんどん進めてほしいということで、昨日、ガイドラインを各学校に発出いたしました。本日もカリキュラムセンターや視聴覚センターに各学校から多数問い合わせいただいて、各学校とも非常に前向きにやっていただいておりますので、今はそれを見守りつつ、各学校へ支援をしていこうということで、進めているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

中村委員。

【中村委員】

教職員の安全を守りながら、それでいて全てをそろえて、ということは、本当に今の時期は無理だと思いますので、できることからやっていただけているというところは、とてもありがたいと思います。

それで、もう一つお伺いしたいのですけれども、今、子どものこととか教職員のことがありましたけれども、もう一つ大事なこととして、先ほど高橋委員がおっしゃったように、家庭とか地域のことです。私は横浜市に住んでいるのですけれども、各家庭に回覧板で、子どもに対する応援をしてほしいというのが回ってきたんですね。その学校の校長先生の便りみたいなものが。

子どもたちに、今の時期は勉強も大事ですけれども、地域のお掃除活動とかいろいろさせるようにしているので、そういう様子を見たら褒めてあげてほしいと、声をかけてほしいということが書かれていました。たまたま私は今日出かけたときに、子どもが掃除をしていたものですから、褒めてあげたんですけれども、そういう今の時期だからこそできる地域での学びというものは、何かお考えになっていらっしゃるのかというところをお伺いしたいです。

【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。今御指摘のような視点というのは、ちょっと今まで話題にはなっていないか
ったところですけど、学校教育部長でよろしいですか。

【森学校教育部長】

貴重な御意見ありがとうございます。子どもたちは色々な、今も、学校からも例えば生活面で
の不安ですとか、もしくは進学、もしくは健康面の不安、友達がどうなっているのかなという不
安、たくさん抱えている状況があるのは事実でございまして、私どもそういう声をたくさん聞いて
おります。今お話いただいたことも踏まえまして、私どもとしても、いろんな形で子どもたち
を支援してまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

見えない部分、聞こえていない部分で、地域の方々がいろいろ配慮していただいているところ
というのはきっとあると思うんですけど、ちょっと私たちのほうには届いていないという状況で
すので、今御指摘いただいたような視点も踏まえて、今度ちょっと学校のほうにも発信してい
きたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

ちょっと、あまりいろいろ考え過ぎて考えが整理できていないところがあるんですけども、
2カ月子どもと一緒に家で過ごしたり、学校のことを考えながら、教育委員とか、結局一番最初
に一番大きな自粛を求められたのは子どもたちで、大人は外で仕事をし、長い旅行もし、2月、
3月とかは旅行をしたり大人はそこそこ自由に動いているのに、子どもたちは学校に行っちゃだ
め、授業時間の間は家にいなさい、遊んじゃだめですみたいなことを言われて、そういう子ども
たちとずっと一緒にいると、学校とか教育というのは何なんだろうなとすごく考えさせられる2
カ月でした。

私は、もっと早く実は学校を再開する思っていたので、割と気楽に3月は過ごして、長い夏休
みができてよかったね、なんて子どもと言っていたんですけど、どんどん先が見えなくなって、
どんどん学校のお休みの時間が長くなって、正直、でも子どもたちは学校の延長なので、子ども
自身はあまり危機感がないというか、受験生とかは別なんですけれど、自分たちが勉強できない
時間が長くなっていることにあんまり気づいていなくて、私も含め、保護者は日々の宿題をどう
するかとか、どうやって1日怒らないで過ごすかとか、目の前の1日1日を過ごすことに追われ
てしまって、なかなか先のことを考える、余裕のあるお家もあるんでしょうけれど、私なんかは
余裕がなくて、気づいたら本当に2カ月たってしまっていたという状況でした。

結局、コロナも完全に終息することは難しく、6月以降も、今までどおりの、例えば30人
とか40人の子どもが教室で、川崎が大事してきた学び合い、話し合いをしたり、子ども同士で
意見を言ったり聞き合いながら、お互いに高め合って授業をしていくというものが、今の状況で

はとてもできる気がなくて、そこについてすごく不安に思っているし、どうしたらいいんだろう、大人はどうしてあげたらいいんだろうというふうに考えています。

やっぱり、こういうときにいろいろ考えて最終的に思ったのは、子どもたちに教育を提供するときに、何を一番大事にしなければいけないのかということをお忘れなことが一番大事なのかなと思っていて、やっぱりこんなにはたばたしていると、先ほどのスケジュールとの、これまでの出来事を聞いていても、国の方針が出て、県が出て、という、先を見通せなくて、いつ何が出るか分からなくて、というところで、大きな方向性とかそういうものは見失っちゃうのかなという気が、すごくそういう怖さがあります。そういうときこそ、教育委員とか教育委員会の場で、何を大事にして、これから子どもたちにまた教育を提供していきます、ということをおきちんと考えて、皆さんにお示しして、かつ、さっき中村先生が言われたように、教育委員会、学校、保護者、地域、子どもたちの教育を支えるみんなでそれを共有して、この先のことをいろいろ考えて進めていけたらいいな、というふうに思いました。

急に各論に入ってしまうんですけど、自分の子どもは受験の塾にも入っていますし、高校生の子どももオンライン授業が今週から始まって、Z o o mを使って授業をし始めて、小学生の塾でも始まったりしているのも見ると、やっぱりこうやって格差というのがどんどん広がっていったんだなというのも実感しますし、早く大きなビジョンを示しながら、先ほど総合教育センターの所長が言われたように、できることからどんどん取り組んで、かつ、その中でも環境が整わない子とか取り残されしまうかもしれない子に対して、どうやって支援をしていくかということをお、しっかり考えていかなくちやいけないんだなと思います。

I C Tに関してなんですけれど、やっぱり中学年以下の子どもは、単純に動画を見ているだけだと、すごく反応が悪くて、教育テレビの、あのくらいすごく作り込まれてよくできているものだったら、15分とか30分とか見れるんですけど、なかなか授業と同じようなものがずっと流れ、先生の話が流れているというようなものを見続けるというのはすごく難しんだなということを感じたんですけど、一方で、誰かの顔が見えるだけで、実は自分は一人じゃなくて、お部屋に一人でパソコンに向かっていても、例えば画面に先生の顔があるとか、一緒にその時間を共有しているお友達の顔があるだけで、家の子どもの反応は全然違って、「何が違うの」と言ったら、「一人じゃないから」というふうに言っていて、やっぱり距離が離れていても顔が見えるということはすごく大きな意味を持つと思ったので、そのあたり、急にオンライン授業をするのではなくて、例えば朝2分でも3分でも、先生が、「おはよう、みんな元気？」と画面から言うだけでも、子どもに対するいい影響ははかりしれなくて、それが親ではできない。かつ、同じクラスの子どもの顔が見れるというのは、私たち保護者とか大人が思っているよりもすごく大きな意味があるんだなと思ったので、そのあたりを考えていただければなと思います。

やっぱり、I C Tを使うということは、例えば普通に、今までの授業だと、一人の先生が一教室しかできませんけど、しゃべるのは一人の先生がやって、でも3クラスだったら、一人の先生が同じことをしゃべるんだけど、残りの二人の先生は個別の支援ができるみたいな、省力化できるところもある。だから、やり方をうまくやれば、省力化した部分で今まで支援できなかった子が支援できるかもしれないとか、そういう新しい教育方法みたいなものが生まれるんじゃないかというのは、自分の子どもを見たり考えたり、思っているもので、ただ、今あるものをとにかくそのまま、例えば動画に映すとかではなくて、I C Tならではのよさはあって、そういうところを見ながら、また新しい教育方法として考えていくことが大事だと思うので、そのあたりを御検討

いただければと思います。

もう一つ、一番親が怖いなど思っていることの多くに、期間が短くなった分、駆け足になるんじゃないか、同じ分量を、11カ月ぐらいでやっていたのを、6カ月とか7カ月でギュッと固めて駆け足でやられるんじゃないか、自分の子どもはついていけないんじゃないか、というのがすごく心配に思うことで、いわゆる学習指導要領に書いてあることを詰め込んで全部網羅するという考えではもちろんなくて、その新学習指導要領がうたっている、主体的・対話的で深い学び、子どもにとって必要なことを、限られたリソースでどうやって実現するのか。駆け足でとにかくこなすんじゃなくて、質を担保する。量を担保するんじゃなくて質を保って実現していくという視点を忘れないでいただきたいなというふうに思います。

最後もう一個、教科横断というカリキュラムマネジメントということについては、私もちょっと子どもの行っている小学校の勉強会とかでも見させていただいたんですけど、例えば一つの教材で文章を書くのは国語の勉強だし、例えば題材が植物だったら理科の勉強だし、でもそれじゃあその植物がどこに生えているんだとかと考えると社会の勉強とか、一つの題材でいろんな教科の勉強ができるとか横断的な、そういうことによって、時間は限られても、先生が限られても、相乗効果で教育の質を上げることで、今削られている期間をカバーするというような考えもあるので、川崎の場合は、それぞれの研究会がすごく一生懸命研究をされていると思うので、そこで縦割りじゃなくて、教科横断で、何かこんな状況だからこそ質の高い学びをできるような研究ですとか、そういうことを考えていただければと思います。

今、自分の意見を話してしまったんですけど、一つ最後に質問で、先生方のやっている研究会は休校の間とかは、何か活動されたりとか、例えば何かされたりとかということはあるんですかね。

【小田嶋教育長】

カリキュラムセンターのほうから。

【宮嶋カリキュラムセンター担当課長】

カリキュラムセンターの宮嶋です。

研究会の先生方も、小学校の場合ですと、専門の先生もいらっしゃらないので、研究会が想定して課題づくりの例示を示したりだとか、そういった活動はされていますので、センターとしてもそういったものを支援して、いろいろな各学校に情報提供はしてまいりたいなというふうに考えております。

また、中学校のほうは、教科は専門の先生方ですけども、それも今研究会のほうが中心となって実践事例集の会議を進めたりだとか、常任委員会を開いたりとかというふうにして、通常の研究を今進めているところでございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

今、高橋委員から御意見をいただいたように、子どもの学びの部分での不安とか、これからの対応というのは本当に大きな課題で、本来でしたら、新学習指導要領のいよいよ小学校で開始の年というところで、そこができていない、これから再開したとしても、どういう形で進めていけ

るのかと、本当に大きな課題ですので、これから川崎の今までの実績というのは本当に大きなものがあると思うので、今まで積み上げてきたものを土台にしながら、本当に総力を挙げて計画もつくり、対応を考えていくということになるのかなと思います。今いただいたような意見、貴重な大変御意見をしっかり受けとめさせていただきながら、それぞれのところでまた考えていきたいと思います。

岡田先生には、御専門の立場からいろいろ今までも御指摘いただいて、4月15日に、事務局内部で今後の対応を打ち合わせをしたときにわざわざ来ていただきまして、こちらから御依頼させていただいて、御専門のお立場から子どもたちのストレス対応というところでお話をいただきましたので、またそのときからも状況は変わっているの、先生のお立場から、また御意見を伺えればと思うんですけども。

【岡田教育長職務代理者】

私は、今の段階はまだ序章でしかなくて、これから先、さらに大きく変化していくんだろうなというのが大前提であります。その上で、先生方は、保護者の方々、子どもたちのストレスということを考えてときには、そのストレスマネジメントのあり方という観点があるんですけども、そこでちょっと教えてほしいんですが、適応指導教室、それから溝の口と塚越の相談室の来所相談が通常どおり実施されていたんじゃないかというふうに思うんですが、ここでの様子はどんな感じだったんでしょうか。

通常と変わらずだったとか、通常にも増してこういう問題が起きていたとか、あるいは逆にこういうふうな前向きになったとか、いつもと違う変化があったら、ぜひ教えてほしいんですが。

【市川総合教育センター所長】

実は相談センターのほうについては、お子さんたちが来るということに対して、全てウェルカムにしていたんですが、実際には、保護者の方がいろいろ気を使ってくれないんですが、ゆうゆう広場のほうに通級している子たちの数は、極端に減ってきています。その子たちに対して、特に新たな症状とか様子があらわれたというのは、今のところ入ってきてはいないんですけども、先ほど出たように、岡田先生から先日教えていただいたような、いつもと違う反応とか行動が出て、それは当たり前なんだと、むしろこういう状況で、ふだんどおりの子どもの生活ということは、むしろ大人側がそれもちゃんと、前もってこういう症状が出るんだと、おなかが痛いとか眠れないとか、生活のリズムが崩れる、あるいは自分もコロナにかかるんじゃないかと心配になったりとか、そういうようなことをやっぱり各学校にも今、アナウンスして、不登校の子だけではなくて、これは全ての子にそういう症状が出てくるのではないかということで、学校が再開されるときに全ての児童生徒から、そういう状況を何らかの形で聞き取って、その後の再開後の子どもたちの心身の健康というか、そういうスタートが切れるように準備はしているところですが、今極端にこういう症状が出ているとか変化が出たというのは、まだ情報が入ってきていないところです。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

それで、あともう一つは、例えば自死の問題とかで、特別な日というのがあったりするんです

が、それが学校が再開された時点がもしかすると、その特別な日になる可能性もなきにしもあらずだ、ということを思いながら対応するというか、防げる死でありますので、そういう視点での対応も、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

あともう一つ。多文化共生とかを考えたときに、外国にルーツを持つお子さんたちに対して、本市というか、この段階で何か対応していることとかがあったら、ぜひ教えていただきたいんですが。

【田中教育政策室長】

なかなか連絡が取りづらいというところはあるんですけども、やさしい日本語でコロナに関しての情報を発信したりですとか、そういうような支援はしております、あと、今、海外との行き来がすごく少なくなっているの、ほとんど新しいお子さんが入ってこないんじゃないかという読みもあったんですけども、例年の7割ぐらいは入ってきているという状況でございます。

ただ、日本語指導については、やっぱり学校がやっていないので、今できていない状況ですので、再開後、きちん日本語指導ができるように努めていきたいと思っております。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

スタートすると一気にいろいろなものが動くと思いますので、この段階での準備というのがすごく大事なんだというふうに思いました。それがさらに、この次の展開になったとき、相乗効果で子どもたちの育みとかにつながるように意図していかなくちゃいけないのかなというのが、一つありました。

あと、学校栄養職員や、例えば栄養教諭の方々が、給食がなくなったという段階で何かなさったこととか、そういうのはあるんでしょうかね。

【鈴木健康給食推進室長】

健康給食推進室でございます。

給食がなくなりまして、各学校、それから給食センターはありますので、給食センターの栄養士につきましては、学校の給食が、次いつ再開されるかによって、食材の管理というものをしていかなきゃいけないんですね。学校にある食材についても、賞味期限があるものもありますので、給食再開に当たっての、その食材を使った献立を再度作りなおしていきたいとか、そういったことも考えております。

また、4月につきましては、通常の業務と同じなんですけれども、アレルギーに対する子どもたちのケア、聞き取りですね、そういったことも、これは給食ありなしに関わらず、今後再開のために必要になっていきますので、そういった対応も今行っているというところでございます。

以上でございます。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございました。

どうしても、ほかのところと比べてなくなっちゃうんですけども、本市が進めてきたすばらしさを前面に出してやっていく絶好の機会だと思いますし、本市がつくっています教育の方向性が

ありますから、そこを今回のことをもとにして、この体験をもとにして、さらにそれを進めていくという視点が絶対必要で、ちょっと言葉がよくないかもしれないんですけども、あまり後ろ向きではなくて、この体験はもう、代えがたい体験なので、ここを踏まえてどうしていくか。さらにいうと、この後予想されるいろいろな話題も出てきていますけれども、そこに惑わされずに、子どもたちと、それから保護者の方々と先生方と、それから地域の方々はしっかり見つめながら、行くしかないのかなということ、教職員の持っている叡智というか、優れた実践等が活かされる機会がやってくるぞというぐらいの心積もりでいくのがいいのかなというふうに思っているところです。

お答えになったか分かりませんが。

【小田嶋教育長】

石井委員、岩切委員、いかがでしょうか。

【石井委員】

今、コロナの影響の対応について御説明いただきまして、本当に岡田先生ではありませんけれども、川崎市の教育委員会の事務方、また現場の先生方は非常に御苦労されて、かつ、いろいろな点まで一生懸命やっただけだということ、非常に素晴らしい部分であるなというふうに思っています。

僕は途上国のいろいろな支援とかをやっていますけれども、やっぱり日本の教育というのは非常に素晴らしいものがありまして、こういった機会でも他人のことを思いやるとか、あるいは規律をしっかり守るとか、非常にいい文化というか、教育というのがベースにありまして、途上国から来る人もみんな口々に、本当に日本の教育は素晴らしい、学校も見に行ったりする人もいますけれども、そういったところで、やっぱり現場の先生は第一に自信を持っていただきたい。今、実際にこのコロナの影響で遅れが生じているということは、これは事実でありますので、そういった遅れが生じているということは、これはもう素直に受け入れると。4月、5月とまともに授業をやっていませんので、絶対に遅れがあると。ですから、それを再開後に取り返すためにあせってはいけないと思います。だからゆっくり、ゆっくり、本当に石橋をたたいて、岡田先生もおっしゃっていましたが、そういったところが非常に大切だと思いますので、高橋さんもさっき御心配されていましたが、期間がないので詰め込んでしまうというのはよくないと思いますね。

あと、僕は自分の生活、25年前に中南米に2年、それからスペインに2年、計4年子どもたちを連れていきましたけれども、当時子どもが、一番下が3歳半で、次が7歳、長男11歳でした。学力の低下というのは非常に心配していましたが、実際に学力は低下しましたね。問題集であるとか、教科書をたくさん持って行って、やりましたけれども、やっぱり日本の教育と比べると、当然言葉も違いますし、文化も違いますし、気候も違いますね。治安上の問題であるとか衛生上の問題から、外で遊ぶということは一切できませんし、学校も大体1時から2時の間に終わってしまって、午後自宅で過ごす。土曜日、日曜日は僕がお休みなのでいろいろなことをやりました。

ニカラグアに2年行って、スペインにその後2年行きまして、日本人学校に行きましたけれども、複学のところもありましたし、生徒数もまだ少ないということで、本当に日本の教育を後半

2年は受けたんですけれども、やっぱりどうしても遅れが生じていたというのは事実でしたね。

一番下は、幼稚園はむこうのスペインの幼稚園、現地に行きましたので、これも全然日本のスタイルとは違いまして、1年だけ小学校に入りました。

帰国して、特にやっぱり影響が大きかったのは長男で、中学3年で帰ってきました、当時20年前ですね。1998年ですから22年前ですか。中学3年で帰ってきて、高校入試、翌年ですね。日本の神奈川県の高校のいろいろな内申書とかそういったもの一切ありませんので、本人にも言いましたけれども、遅れであるとかそういうシステムの外にいる存在なので、これはやむを得ないということで、公立高校を受けまして、入学はできました。本人も言っていましたけれども、いろいろな当時は可能性というものも、大分今と比べると狭かったので、そのときにやれる範囲でやって、その後高校に入りまして3年間行って、大学は当時はあまりまだこれほど普及していないAO入試で大学に入りまして、次男、三男もそれぞれ中学、高校と行って行きました。

結局その遅れであるとか、いろいろな面での心配というのは非常にありましたけれども、うちの子どもたちが特別にできたわけでもないんですけれども、回復力というのが子どもたちにあるというふうに思いました。だから、今我慢しているから、それが再開したときに、本当はすごい長い期間、時間をかけなければ理解できなかったものが、やっぱりやる気だとか、欲していたものがぱっと目に入ると、要するにすっと理解できるとか、そういった形がありましたので、我々は特に保護者、家庭ではやっぱりそういった、今非常に厳しい状況ではありますが、これが正常に戻ってくれば子どもたちの回復力というの、あながち無視できないと、非常にポテンシャルはあるのではないかなというふうに、僕は思っています。

ですから、やっぱり今は家庭、家族のいろいろつながり、そういったものが非常に大切な部分であるんじゃないかなと思っています。だから、ふだんの生活ではできないことを、この際に見つけてやってみるといふこと、そういったことがやっぱり再開後にプラスになってくるんだというふうに思いますし、いろいろなシステムも刻々と変わっていくんでしょうけれども、そういう中でもやっぱり現状は素直に受け入れて、その中でできることをやっていくということが非常に大切なことなんじゃないかなと思います。

ですから、そのためにはやっぱり先生方が自信を持ってやっていただけるというのが、一番大切なことではないかなというふうに思っています。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岩切委員はいかがでしょうか。

【岩切委員】

一言だけ。よく言われている話ですけれども、多分もうアフターコロナというのが、コロナがなかった時代に戻るわけではないので、私たちが今までやってきたことというのが、全く同じことは多分できなくなると思っています。それで、私、科学館のほうをやっておりますけれども、本当に身体を使って、手を使って、というような、接触型の体験型の展示というのが、もうほとんど多分できなくなるといふふうに私は思っています。

そういう中で、子どもたちがいろいろなものを体験していくという形が、少しずつ変わってくるんじゃないかなと思っていて、そういったことを見据えて、これをマイナスに受け取らないで、

新しいやり方というものを模索するところに、ぜひ知恵を使っていただけたらなということをおもいます。

それとあともう一つは今、石井委員のほうからおっしゃられましたけど、子どもたちの回復力というレジリエントという、そういった力、そういうものを私も信じたいなと思っています。よく言われるのは、回復力って、自分がいつもポジティブなことを言っていることが正しいんじゃないかと、ネガティブに思っていることを客観的に認められるというのも、すごく強さだと思いますので、そういったところを客観的に捉えながら、本当の意味でのレジリエントの高い子どもたちが川崎で育っていったらなということをおもいます。

そのためにはなんですけど、やはり子どもって大人の影響というか、大人の顔色をすごく見ていると思うんです。親であったり、あるいは先生であったり、校長先生であったり、あるいは地域の方たちが非常に不安に思っていたりというものと、非常に敏感に反応しますので、そういったところを周りから支えるような、そういったことができればなということをおもっています。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

各委員から、それぞれ貴重な御意見をいただきました。

中村委員、何かございますか。

【中村委員】

子どものことを信じるって、本当に大事だと思っています。ただ、「信じているよ」と言って何もしなければ信じていることにはならないので、こっちから信じているという視点を出していくということがとても大事だと思っています。

それから、川崎では人権尊重教育をととても大事にしてきたと思うのですが、感染には三つの感染があると言われていて、ウイルスによる身体の病気の感染。それから、心の感染、それは不安とかですね。先ほど岡田委員がおっしゃっていたようなことです。もう一つ、とても大事なことで、社会的感染がありまして、偏見とか差別が生まれてくる可能性が大きいんですね。川崎は多文化共生にととても力を入れてきていますので、そういうことは絶対にないように、今の段階から社会的感染が起きないように取組をしていただけると、ありがたいと思いました。

それから、ポジティブに、ということでは、例えば今いろいろと、ICTとかを使っていると思うのですが、それは今いる困っている子のために考えていただきたいということと、それから可能性としては、例えば院内学級とか不登校の子とかのことを考えると、新しい光が見えてくる可能性もありますので、大変だとは思いますが、ポジティブに捉えて、いろいろとチャレンジしていただきたいなと思っています。

そのときに、私たちは新しいことをやって正解があるわけではありませんから、どんどん川崎らしさを応援していきたいと思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

【小田嶋教育長】

ここで15分程度の休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

よろしいですか。それでは、再開は15時55分といたします。それまで休憩といたします。

(15時40分 休憩)

(15時55分 再開)

【小田嶋教育長】

それでは、会議を再開いたします。

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 就学通知処分取消等請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項No. 4は承認された。

報告事項 No. 5 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.5 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【小島教育政策室担当課長】

それでは、「報告事項No.5 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について」御説明申し上げますので、お手元の報告事項No.5資料「概要版 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について（令和元年度）」をごらんください。

川崎市教育委員会では、教職員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、平成29年度に本市教職員を対象とし、勤務実態調査を実施いたしました。その後、調査結果等をもとに検討を進め、平成31年2月に、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」として取りまとめたところでございます。

このたび、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」にもとづき、令和元年度に取り組んでまいりました内容についてまとめましたので、御報告申し上げるものでございます。

なお、勤務実態に関する数値につきましては、4月末時点で数値が確定した2月分までの実績データを対象に算出したものとなっております。

それでは、「1 当面の目標に対する状況」をごらんください。勤務実態調査の結果では、正規の勤務時間を超える在校時間が1か月当たりで80時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当となっていた教職員が多数存在していたことから、まずは、このラインを当面の目標として、「正規の勤務時間を超える在校時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにする」としているところでございます。

資料におきましては、「正規の勤務時間を超える在校時間」については、「時間外在校等時間」とあらわしております。

それでは、「1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合」をごらんください。

「表1 校種別に見た割合」をごらんください。校種別では、中学校が23.5%と最も高くなっております。

「表2 月ごとの教職員の割合の推移（校種別）」をごらんください。どの校種とも年度初め及び夏休み明けが多くなる傾向がありますが、中学校及び高等学校においては、長期休業期間を含む8月におきましても、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員がゼロになることはありませんでした。

次に、「表3 年代別に見た割合」及び「表4 月ごとの教職員の割合の推移（年代別）」をごらんください。年代別では、29歳以下の教職員が16.6%と最も高くなっており、4月では、33.7%となっております。

次に、「表5 職名別に見た割合」及び「表6 月ごとの教職員の割合の推移（職名別）」をごらんください。職名別では、「教頭・副校長」、「総括教諭」、「教諭」の数値が高く、「教頭・副校長」については、4月の21.9%、10月の33.2%が特に高くなっております。

続きまして、ページを1枚おめくりいただき、中段の「表7 時間外在校等時間数ごとの教職員の割合」をごらんください。80時間超えの教職員の割合が最も高い月は4月の19.3%、次いで5月の15.0%となりました。一方で、8月は、93.9%の教職員が45時間以下と

なりました。

続きまして、「2 現状の考察」について御説明いたします。ここでは、これまで御説明してまいりました、1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員につきまして、その要因や背景等について、勤務実態調査でのヒアリング内容及び令和元年度の状況について学校管理職にヒアリングした内容を踏まえ、改めて考察しているものでございます。

はじめに、長時間勤務に及ぶ教職員の割合が高くなる傾向が見られるのは、校種別では中学校、年代別では29歳以下、職名別では教頭・副校長、総括教諭、教諭でございまして、これは、平成29年度に実施した勤務実態調査のタイムスタディ調査と同様の傾向が確認できたところでございます。

次に、中学校の教職員の割合が高いことにつきましては、部活指導後に授業準備等にとりかかる教員も多く、退勤時間が遅くなる要因の一つとなっています。また、休日の練習試合や長期休業中の遠征に伴う出張、進路指導時期の調査書の作成なども長時間勤務の背景となっています。

続きまして、ページを1枚おめくりください。次に、29歳以下の教職員の割合が高いことについてでございますが、正規の勤務時間内にできる業務に限られる状況で、経験の浅い教職員は、授業準備や校務分掌に伴う業務にさらに時間を要することもあるほか、徴収金の未納保護者への対応などが、時間的負担のみならず、精神的にも負担が大きいことが多く聴取されたところでございます。

次に、職名別に見た状況ですが、総括教諭及び教諭は、正規の勤務時間の大半は、主に担任または教科担任として授業等の業務を行っており、児童・生徒が下校した後に、学年会議や打合せ、また個人で行える業務を行うという中で、在校等時間が長時間に及んでいるという状況がございました。

続きまして、「3 当面の目標と今後の取組について」御説明いたします。

先述いたしましたとおり、方針における「当面の目標」を、「正規の勤務時間を超える在校時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにする」としているところですが、国においては、令和元年12月に、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正が行われ、教育職員の長時間勤務については、1か月の時間外在校等時間の上限を設けることなど、教育委員会に対し、より厳格な対応が求められていることから、本方針の目標におきましても、国の法改正の趣旨を踏まえまして、「正規の勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにする」とともに、「45時間を超える教職員を減少させていく」とし、新たな目標を掲げることといたします。

目標を達成していくためには、学校業務における業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保などにより教職員の負担を軽減することと併せて、教職員の意識改革など、様々な施策が必要であると考えておりますので、今後も時間外在校等時間を適切に把握し、総合的な取組を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、ページを1枚おめくりください。「4 令和元年度の取組について」御説明いたします。こちらでは、方針に基づく具体的な取組につきまして、令和元年度に行った内容について、御報告させていただきます。

「視点1 学校における業務改善・支援体制の整備」の取組でございます。

「1 各学校における業務改善の支援」でございます。小学校4校を「業務改善推進校」として、それぞれの学校の実情に応じた業務改善の支援を行ってまいりました。どの取組も、まずは

管理職の校長から発信し、学校全体への取組となったものでございます。各校の取組をまとめた事例集を作成しましたので、各学校において活用できるよう展開を推進してまいります。

次に、「2 学校給食費の管理のあり方」でございます。学校徴収金に関する事務につきましては、令和3年度からの公会計導入に向けて、「川崎市学校給食費の管理に関する条例」の制定を行ったところでございます。学校徴収金に関する業務は勤務実態調査において、21.4%の教員が負担感が強いと回答しておりますが、導入後は未納保護者対応等がなくなり、大きな負担減が期待されているところでございます。

次に、「3 就学援助事務のシステム化」でございます。平成31年4月から本格稼働した就学援助システムを活用し、事務局が窓口となり、保護者への書類配布や不備書類等の対応を行うことにより、学校における業務の削減につながっております。

ページを1枚おめくりください。「8 留守番電話の設置」をごらんください。

昨年10月から、小学校113校、特別支援学校4校において、平日の時間外及び休日の時間帯で、自動音声メッセージ機能付き電話の運用を始めたところでございます。教職員からは、留守電に切り替えることで、勤務時間外であるという意識を持つきっかけとなった、保護者の方々に教職員の勤務について、正しく意識していただける機会になった、などの意見をいただいております。今年度につきましては、中学校52校とはるひ野小学校へ導入をしております。

続きまして、「視点2 チーム体制の構築と学校を支える人人体制の確保」の取組につきまして、「3 教職員事務支援員の配置拡充」をごらんください。小・中学校28校に教職員事務支援員を配置し、教職員事務支援員が印刷業務やチラシの配布などの業務を担うことで、教頭や教務主任による校内巡回・教室支援の回数が増えるなど、教員支援・校長補佐体制の強化と、教員の授業準備や教材研究の充実、子どもと向き合う時間の確保につながっているところでございます。今年度は小・中学校76校に配置しております。

次に、「4 部活動指導員の配置拡充」でございます。配置をしている中学校7校では、指導員が部活動指導を行っている時間を活用し、教員が学年会議の出席や授業準備等に充てることができること、休日の部活動において、指導員が生徒を引率することで、教員1名の休みが確保できたことなどが効果としてあらわれているところでございます。今年度は、中学校26校へ配置しております。

続きまして、「視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進」の取組でございます。

はじめに、「1 教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革」でございます。学校における働き方に関する意識改革を図っていくためには、管理職のマネジメント能力と一人ひとりの意識が大変重要であることから、教職員を対象に「働き方改革研修」を実施いたしました。参加した教職員からは、改善のヒントを得たので今後生かしていきたい、意識改革の大切さを実感した、という前向きな意見が多く、一人ひとりが学校における改革を考えるきっかけにもなっているところでございます。また、各校の好事例の取組や教職員の時間外在校等時間の状況などを掲載した「働き方・仕事の進め方改革だより」を発行し、全教職員へ周知と共有を図り、各校における取組を啓発するとともに、一人ひとりの意識改革に取り組んでまいりました。今後も継続的に情報発信と意識改革の取組を推進してまいります。

ページを1枚おめくりください。「3 学校閉庁日の実施」をごらんください。

令和元年8月13日から15日の3日間を、小・中・特別支援学校の学校閉庁日とし、3日間の教職員の休暇取得率は9割を超える結果が得られたところでございます。今年度は、高等学校

及び冬季期間への拡大を図ってまいります。

次に、「4 部活動指導に係る方針の徹底」でございます。教育委員会では、平成30年5月に「川崎市立学校の部活動に係る方針」を策定し、方針に基づく活動の推進をしているところでございます。部活動は、学校教育において大きな役割を果たしている一方で、業務として負担となっている状況もあることから、今後も引き続き、部活動に係る方針の周知を図り、方針に基づく活動を推進してまいります。

次に、「5 ヘルスリテラシー向上の取組」でございます。教職員一人ひとりが自身の健康増進の意義を十分理解し、正確な知識を備え、自分の健康は自分で守ることができるよう、ヘルスリテラシー向上の取組を行っております。校長及び教頭からのヒアリング、健康診断結果、ストレスチェックの集団分析結果等をもとに、若手職員対象の座談会や健康診断受診後の個別相談会などを実施してまいりました。今年度も、個別相談、健康セミナー等のヘルスリテラシーの普及啓発を継続的に実施してまいります。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等があれば、お願いいたします。

いかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

概要版1ページ目なんですけど、これは昨年度のデータということだったと思うんですけど、取組を始めてからのデータということですよ。取組を始める前がないので、これが効果が上がっているかどうかちょっとよく分からないんですけど、その前からのデータはありますか。ないですか。

【田中教育政策室長】

ICカードで在校等時間をきちんと把握するようになったのが、ちょうど取組を始めた年からですので、残念ながらその前のデータというのはなく、この概要版の2ページ目のところに、中段あたりに「参考」という記載を入れさせていただきましたが、もともなった調査がこの平成29年度の勤務実態調査でございまして、そのときはICカードがなかったので、聞き取りの形でタイムスタディ調査ということで、連続する1週間、平成29年10月17日から11月22日までの間の連続する一週間について、30分ごとに、あなたは何をしていましたか、という調査を詳しくやらせていただいて、その結果80時間以上、月に換算すると80時間以上の「過労死ライン」にある先生方が、小学校の総括教諭及び教諭でいうと26.4%、中学校の総括教諭及び教諭でいうと58.9%と、「過労死ライン」にかかる方がかなり多かったというところですが、実際に取組を始めてICカードで把握するまでそこまで多くはなかったというふうに読み取りいただければと思います。

【高橋委員】

今御説明があった、この点線囲みの数字は、正確じゃなくていいんですけど、大体比べるとしたら上の表7の、大体どの数字と比べたらいいのかがちょっと分からなくて。

【田中教育政策室長】

この冊子の分厚いほうの2ページをごらんいただけると、「(1)」のところに、月ごとに80時間を超える教職員の割合がございまして、大体タイムスタディ調査を行った時期が10月17日から11月22日まで、10月と11月というところですので、例えば、小学校の教職員でいうと、10月のところを見ると、実際にICカードを測ってみると8.2%、11月だと4.7%であったということで、このタイムスタディ調査をやったときには26.4%という結果が出ていますので、ここと比べるとかなり低い値が出ているというふうに見れると思います。

【高橋委員】

分かりました。

正確ではないけれども、大ざっぱにいっても、かなり効果は出ているんじゃないかというふうに捉えていいということですね。

【田中教育政策室長】

あまりに調査の方法が違い過ぎて、成果が出ています、ということは言っていないんですけども、想定していたよりは低い値であったということでございます。

【高橋委員】

効果が出ているかは分からないけど、でも低い数字は出ているということですね。

【田中教育政策室長】

取組との因果関係をはっきりと説明することは難しいんですけども、そのように捉えております。

【高橋委員】

わかりました。

【小田嶋教育長】

ほかにいかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

1ページ目のグラフを見ても分かるのですけれども、教員の仕事って、私も教員をしていて思うのですが、季節労働者で、すごく月によって違いますよね。4月とかは大学でもめちゃくちゃ忙しくて、忙しくても、その前の3月がお休みだったから、まあいいかな、と思えたりするんですけども。全体的に下げるということは大事ですが、労働時間を。でも、下がり切らないところはどうしても教員の仕事ってあると思うので、であれば、めりはりをつけられるようにしてあ

げると、疲れを解消できるのかなと思いました。

そうすると、学校閉庁日ってすごく大事だと思います。今年はコロナの影響などもあって、学校閉庁日が難しくなる可能性があるのですけれども、でもやっぱり先生のためには閉庁日があったほうがいいのかなと思うのですが、この辺はどのように考えていらっしゃいますか。

【森学校教育部長】

学校閉庁日に直接関係するかはあれなんですけど、基本的には学校閉庁日はそのまま今年度も続けていく予定でございます。ただ、今いろいろ報道されているのが、学校閉庁日とは別に夏季休業とか冬季休業については、これまでどおりとるのはちょっと難しいかなというふうに想定はしているところです。

【小田嶋教育長】

コロナ対応の中で、夏休みをどういうふうに設定するか、それも早めに出していきたいとは思っているんですけど、その中で、閉庁日というのは確実に入れていきますので、そこはちゃんと休めるような時間を取りたいと考えています。

【石渡職員部長】

今年度の夏の閉庁日は、お盆にぶつけるような形でイメージしていましたので、夏季休業が短くなっても、一般的には今お盆の時期はというお話がありますので、おそらくここにぶつかってくれば設定できるのではないかなというふうには考えています。

【中村委員】

ぜひ死守していただければと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

【中村委員】

もう一ついいですか。新体制のところ、教職員事務支援員とか、部活動支援員と書いてあるのですけれど、これは非常勤というか、正規の人じゃないんですか。

【久保教職員企画課長】

教職員事務支援員は、正規という形ではなくて、会計年度任用職員という形で、時間給で働いていただいているところです。

【小田嶋教育長】

部活動指導員ももちろん正規ではなくて、非常勤ともちょっと違いますよね。

【久保教職員企画課長】

身分としては正規ではないです。

【中村委員】

両方多分正規じゃないと思うのですが、こういう人が増えていくと教員としては楽だろうなと思う一方で、「公設ワーキングプア」みたいになるとよくないかなという気もして、そこは難しいと思うんですけど、どういう方がなられるんですか。

【久保教職員企画課長】

教職員事務支援員につきましては、広く公募をかけておりまして、今年度76校、従来からお勤めいただいている方も含めて、制度が変わるということで、全体的にもう一回公募させていただいて、その中から特に資格とかを問うているわけではなくて、面接等を経て採用になった形でございます。

【中村委員】

例えば、大学とかの場合だったら、うちの大学であれば、子会社みたいなのがありまして、そこで人材派遣みたいに登録して、そこから来るんですね。ですから、一応身分とかも保証されていたりするので、そうするといい人が結構来ます。でも、普通に公募すると、もしかしたらちょっと時間があるからって、そういう人でもいいんですけども、いくつかの階層を分ける必要があるかなと思うんですね。本当にコピーだけをしてほしいというようなアルバイト的な人も必要かもしれないし、そうでなくて、アドミニストレーターみたいな感じにちゃんとできる人とか、何かもう少しチームとしてできるような体制をつくるためには身分保障はある程度必要なのかなという気はしております。

【久保教職員企画課長】

教職員事務支援員は、今のところはあくまで教員の方々のお仕事されているものの一部をサポートする。下働きとして、いろいろ動き回っていただくようなイメージでございまして、その中では、教員の方々の評判も非常に高い、今のところはですね、そういう評価は得ているという形になります。

【高橋委員】

私、知人に教職員事務支援員の方がいらっしゃるんですけど、お二人ともお子さんをお持ちの女性で、子どもの学校のスケジュールと似ているので、給食をつくる方と同じようなイメージで、時間的に働きやすいということで、もともとかなりしっかりお仕事をされていたんですけども、一回お仕事を辞めて、再開された方とか、あともう一人は、もともとお仕事していてやられていたという方なので、時間的にやりたいという方は、全体的にはいるかなという気はしています。

【久保教職員企画課長】

今、高橋委員がおっしゃられたように、教職員事務支援員の勤務体系というのは、基本的には8時半くらいから一日4時間、5時間という勤務をしていただいているんですけども、面接のときにもよく確認させていただくのは、例えば8月とかは、夏休みなので、基本的には、ちよっ

と今年度は特別こういった時もなんですが、仕事がないんですね。教職員事務支援員さんは。お子さんたちが来ていないので。なので、ほとんど給料が出なくなりますけれども大丈夫ですか、という念押しをさせていただくと、むしろそのほうが助かりますと。お子さんを育てている方、保護者にとっては、ちょうどいい勤務体系になっているということと、あと学校のほうもといいますか、教職員事務支援員の今の仕組みとしては高度なスキルを求めて学校を円滑に運営していくというよりは、あくまで本当に教員の方々の細々したコピー取りですとか、書類の整理だとかシュレッダーですとか、そういった本当にサポートしていただく方ということなので、今のところは幅広く公募させていただいています。

【中村委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

退職した先生の活用ということでは、このチーム体制の構築、今言われた教職員事務支援員ということではないんですね。

それとあと、この外国語指導助手という方も、これはネイティブの方なのかはどうなのでしょう。

【田中教育政策室長】

事務支援員の方で、もしかするとOBの方はいらっしゃるかもしれないですけど。

【小田嶋教育長】

一部います。

【田中教育政策室長】

OBの方は、教職員の免許を持っている方は、実は引っ張りだこでございまして、例えば育児休業中の代わりの先生、臨任の教員ですとか、あと非常勤講師も大量に必要としておりますので、そちらで活用させていただいております。

それから、外国語指導助手については、基本的にはネイティブの方ですので、またちょっとOBとは違った形で指導させていただいております。

【石井委員】

これ、ちなみに何言語ぐらい対応可能なんですか。

【田中教育政策室長】

基本的には英語です。

【石井委員】

英語ですか。わかりました。

【小田嶋教育長】

教員OBは、部活動指導員は教員OBが結構入っていますね。
中村委員。

【中村委員】

部活動が一番中学では難しい問題だと思うのですが、二日休みにするとか、いろいろ決めていっていますが、それはうまくいっているのでしょうか。

【小田嶋教育長】

部活動の方針に従って・・・

【中村委員】

これ以上は減らせられないのでしょうか。

【森学校教育部長】

フォローアップ調査をやっておりまして、仮に気になるところについては、追加でいろいろ話をしていてございまして、おおむね各学校につきましては、ガイドラインに沿って運用していただいているというところがございます。

【田中教育政策室長】

本編の、冊子のほうの25ページに、今学校教育部長がおっしゃられたフォローアップ調査の状況を記載しておりまして、週当たり1回以上の休養日というのは原則になっておりますので、一応全ての学校ができていくという結果にはなっております。

【小田嶋教育長】

私も結構いろいろな校長に状況を聞いたりしていますけど、大分意識が変わってきているかなというところがあるので、進んできていると思います。
ほかにはいかがでしょうか。

【高橋委員】

校務支援システムについてなんですけど、やっぱり民間とか、どんどんICTを使って、なるべく省力化で、省力化でということをやっていると思うんですけど、どのくらい進んでいるのかと、昨今保健所の調査が、データを打ったものを一々紙に書き写してファクスで送って、それをまた入力して、というのをやっていたというのを聞いて、そういうことがないための校務支援システムだと思うんですけど、でも、コロナの在宅勤務のときに、報告書を出すということがあるかと思うんですけど、そういうのもちゃんと電子化されているのか、紙でやっているの

か、もし紙でやっているのであれば、そういう急に出た報告みたいな、データの集計とか報告とか、そういうものも、こういう校務支援システムでフレキシブルに新しいそういう報告書をすぐシステム的に入れるとか、そういうことができているといいなという確認です。

【小田嶋教育長】

校務支援システムと、今の在宅勤務の報告とはリンクしないので、校務支援システムはあくまでも学校にパソコンを置いてありますから、でも新しくしていますので、栃木室長から新システムについて簡単に状況を。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

情報・視聴覚センターでございます。校務支援システムにつきましては、昨年度までの契約のものが終わりました、今年度は新しく4月からということになりますが、ちょっと教員があまり来ていないところとか、教員が本当に活用できていないところが今あるので、これからのところもあるんですけども、4月からということで新しいシステムになっております。

基本的には、人材というところにつきましては、これを使って基本的にはシステムをつくっていただいていますので、そういう面では、とても効率的に作業が進んでいるところはあります。

あと、ヘルプデスクなども入っておりますので、従来でしたら教育委員会の側が、職員のほうが受けていたものを、全部ヘルプデスクで対応してもらおうようなことも大分できておりますので、そういう面ではこちらの作業としても助かりますし、学校のほうも電話もしやすくなっている状況がありますので、困ったときの対応ということでも、大分活用できているのかなと思っております。

基本的に、今までエクセルとかいろいろなものでやっていたことが、一つのシステムで転記をしなくていいといいますか、写さなくていいというのがすごい、誤記をしてしまうとか、写すことで何か間違いを起こしてしまうとか、そういうことがシステムの中で一つ打てば一つの基本情報から、この帳票を出したいというときに、その必要な情報だけ取り出して帳票ができる、帳票はまだ紙なんですけれども、帳票を効率的に打ち出すシステムでもあるということもあります。

あと、やはり情報共有ということで、教員間、また教員と教育委員会がこれからどんどん使っていこうと思っておりますが、そういう提出物とか、今ある共有フォルダなど、いろいろなシステムが効率化されてきてはいるんですけども、それに加えて、教員間の端末があるということで、机の上にあるのが基本だということで、そういう教員間の情報交流とか情報共有に、そういうものにもどんどん使っていきたいと思っております。職員室の中でも、学校間の共有ということも、どんどんできるようになったと思いますので、それもこれまでも、旧システムでもできておりましたが、新システムでもまたさらに活用していきたいと思っております。

【高橋委員】

コロナの関係でちょっと思っているのは、職員室がすごく3密だなと思っていて、校務システムのパソコンって職員室でしか使えないようになってたりしますか。例えば、教室に持っていければ、職員室の密が減るじゃないですか。そういうことができるのかなと思ったんですけども。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

今のところ、原則として、ということで、セキュリティポリシーの観点から、扱う情報が機微な情報、児童生徒の機微な情報を扱うということで、基本的には職員室のような執務室で活用してもらおうということになっておりますが、これも状況に応じて校長の判断とか、そういうものもありまして、状況に応じて、扱う情報には気をつけていただきたいんですが、幅広く使えるようにはなっておりますが、今のところやはり職員室を原則ということにはなっておりますので、それを広げるには、ちょっと校長先生の判断は難しいかなとは思っております。

【高橋委員】

今後の検討課題として、密を減らすという意味では、すごく大事なツールになると思うので、検討というか、できるのかとか、どうやったら安全にできるのかというところをちょっと考えていただくと、本当に職員室は心配なので、お願いしたいと思います。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

職員室の配置と、パソコンと関係ないところも含めて検討いたしますが、それにちょっと合わせて使えるようなことができるか、検討してまいりたいと思います。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【岡田教育長職務代理者】

基本的に、教員ってタイプAという、いわゆる仕事に情熱を燃やして、働いていることに生きがいを感じる方が多いんじゃないかなと思いますので、この働き方改革の旗をいつも振り続けるということが必要かなと思います。

それから、今回のコロナなんですが、私の大学では、これに対応するプロジェクトチームができたんですね。この方々のメールのやり取りで、私のところに来るのが、2時、3時、4時。つまりある期間集中してやらないと対応できないということで、どうしてもそうやってちゃうんですね。そうすると、教員もこれからそういうことが予想されますので、ある程度長丁場で見ながら、しかも旗を振り続けながらいくと同時に、この働き方改革が川崎の教育の教職員のためのものにならないと活かないので、その結果として、以前高橋委員がおっしゃったように、教育の質が落ちてしまうようではだめだとおっしゃっていたと思うので、そこの兼ね合いをいつも考えながら、いつてほしいなと思います。

そのために、例えば統計の取り方ですけれども、大規模校ではどうなんだろう、中規模校ではどうなんだろう、小規模校ではどうなんだろうかというのがあってもいいし、または地域的な差があるのかどうか、ちょっと分かりませんが、川崎のように長く海から山と言うと変なんですけれども、そうすると地域的なものもあるのかもしれないですし、いろいろな統計を出しながら、それぞれのところにあった手当というの、もしかしたら必要じゃないかなというふうには思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

【高橋委員】

もう1個だけいいですか。今気づいたことがあって、この中には多分載っていないことで、コロナ関係でちょっと思ったことが、家庭との連絡とかで、先生方がポスティングを1軒1軒したりとか、1軒1軒お電話をしたりとか、割と時間がかかるようなやり方を、せざるを得ない部分もあると思うんですけど、やっているのを見ると、やっぱりそういうところも、これからコロナの第二波、第三波が来るということを想定すると、そういうところも、さっき岡田先生が言ったそういう波を減らすために、情報発信する手段をもうちょっと整えていただきたいなというふうに思っていて、私ちょっといろいろな学校、高校とか小学校とか、川崎市の学校のホームページを結構見させていただいたんですけど、学校によってうまく使えている学校と、全然使っていない学校と、メール配信は基本的にはされているみたいなんですけど、そこら辺って、今各校でそういう情報発信ってどうなっているのかということ、なるべく先生たちの手間を減らして情報発信をしていくというようなところも、ちょっと考えていっていただきたいなというふうに思いました。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

今、学校のホームページにつきましては、小中学校、特別支援学校につきましては、高校はちょっと独自でやっているところがあるんですけども、基本的にはセンターを通して、センターに上げてもらったものをセンターが一回チェックをしてあげているというところがあります。そのせいでということもありますが、その安全なやり方のせいで、急に上げてほしいというときに、なかなか対応が、170校ありまして、今回のコロナというところで考えますと、3月の終わりから、新しい情報をどんどん、発信したい情報がやはり結構ありまして、それを上げるためにこちら体制を整えてというか、運用を工夫しましてあげているのが現状で、本来だったらすぐ上げたい、即時性ということで上げたい情報が上がっていないのを、学校は多少我慢していただいているところがあります。こちら一緒に協力しながら、何とか上げているというところがありますので、いろいろな要望が学校からも保護者のほうからもあるということは聞いておりまして、例えば上げている情報を、パスワードをかけてそれをある程度できないかとか、いろいろな、今までちょっとやってこなかったことが双方向でそれができるかどうかとても難しいんですけども、紙を使わないでデータで見て何かやり取りができるのかとか、そういう新しいことも耳にするようになりましたので、まさにコロナのことから新しいことを考えていかなければいけないなというところがまずあるので、それは長期的なスパンで検討していかなければいけないことだと思いますが、即時性につきましては、かねてから課題でありまして、学校のほうで決裁をすれば、校長の判断で決裁をすればすぐ上がるようなものというのは、今も調査研究中ですので、そういうシステム、CMSとか、いろいろシステムもございますので、そういうものも含めて今調査中で、検討を進めているところでございます。

【高橋委員】

よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認といたします。

報告事項 No. 6 新川崎地区小学校新設事業の進捗状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 新川崎地区小学校新設事業の進捗状況について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

教育環境整備推進室でございます。よろしくお願いいたします。

本日、資料1と資料2を、報告事項No. 6の資料として御用意いたしました。資料1に基づいて御説明いたしますが、資料2が新川崎地区の周辺図ということで、新校の予定地、また周辺の学校等の配置が書いてございますので、併せて御参照いただければと思います。

それでは、資料1に基づきまして御説明いたしますが、はじめに資料1の「1 事業の経緯」でございます。本事業につきましては、新川崎地区の児童数の増加に対応するため、幸区新小倉の用地を取得し、小学校を新設するものでございまして、平成24年1月の基本協定書においては平成29年度の開校を予定しておりましたが、共同住宅の開発動向を踏まえ、平成29年度以降は、令和5年度以降の開校予定としてきたところでございます。さらに、最新の児童数推計では、これまでの最大24学級としていた新校の計画では令和8年度時点で教室が不足する見込みとなっております。新校の整備が不可欠であることから、本年3月の庁内会議において、新川崎地区の小学校用地の取得について決定をいただいたところでございます。

資料1の左下、「2 土地の取得費用」でございますが、本件は取得予定地及び残地を合わせて鑑定評価し、その2者平均単価をもとに取得額を算出しておりまして、残地につきましては、市の基準に基づき、損失額を補償いたします。

取得額につきましては、5月21日の庁内会議で正式に決定する見込みでございまして、取得予定地と残地補償の額を合わせて、82億381万9,224円となっております。

次に、右上にあります「3 校舎の基本構想・基本計画等の見直しについて」でございますが、平成24年度の基本構想策定時点では、校舎の整備を2段階に分けて行うことを想定しておりましたが、最新の推計では、令和8年度には教室不足が見込まれるため、基本構想・基本計画等を見直す必要がございます。

また、見直しの際には平成27年度の当初設計から5年が経過しておりますため、単に学級数

の増を反映させるだけではなく、現在の学校施設に求められる諸課題について反映していく必要があるものと考えております。

次に「4 小学校の開校時期について」でございますが、開校までは、周辺の小倉小学校及び東小倉小学校において新川崎地区の児童の受入れを行ってまいります。両校においても児童が増加傾向にあることから、令和8年度以降の受入れは難しい状況でございますので、基本構想・基本計画等の見直しを適切に進め、令和7年4月の新校開校を目指し、取り組んでまいります。

次に、右下になります「5 今後のスケジュール（予定）」でございますけれども、今年度中に土地の取得及び基本構想・基本計画の見直しを行い、令和3年度から令和4年度にかけて基本設計・実施設計の見直し、令和5年度から令和6年度にかけて新築工事を実施し、令和7年4月に開校する予定でございます。

資料1の説明は以上でございますが、資料2につきましては、先ほど申し上げましたが、新川崎地区の周辺状況ということで、ちょっと見づらいんですが、真ん中の下のほうに新校予定地がございます。あとは周辺小倉小や東小倉小の配置でございますので、御参照いただければ、それぞれの児童数、学級数の推計等も記載をしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。御質問等ございますか。
高橋委員。

【高橋委員】

今度こそ必ず建てるということになったという理解でいいんですか。近所に住んでいるので、何回も、あれまた、建たないなと思っていたので、今度こそ建てるというのは確定したということですか。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

土地の所有者と一応内諾を得ておりますので、売買について、この後準備を進めていくということになります。

確定といいますと、この後6月議会でこの用地の取得費について補正予算をお諮りし、議会にお認めいただくのと、その後、仮契約を結んだ後に、その次の9月の議会で契約についての議案ということで議会にお認めいただきますので、確定といいますとそこになりますけれども、私どもとしましては、もう準備としては整っておりますので、適切に取得の準備を進め、小学校の建設を進めていきたいと思っております。

【二瓶教育政策室担当課長】

ちょっと補足させていただきますと、このF地区の開発自体が、当初平成25年度から着工という形だったのですが、そもそもまず着工開始が平成27年度に2年遅れとなったこと、それから今15階建てのH棟と呼ばれる、最大660戸入るマンションが、今まさに3年遅れで着工しています。

今、15階建てのうち、実は私先週見に行ったのですが、既に3階部分まで鉄筋工事は終えて

いて、ちょっとコロナの影響でこの後の工事の進捗は分かりませんが、順調に建物が、15階建てが660戸立てば、これは新校を整備していかないと、周辺校での受入れが厳しいという状況になってまいりますので、今の現下においては、これから土地取得、それから学校の新設というところを進めてまいりたいというふうに考えております。

【高橋委員】

すみません、もう一ついいですか。令和7年4月開校ですよね。2枚目の、周りの学校の数の多さが、小倉小なんかは、令和6年度のときに1,200人、今の1.5倍とか、すごい増えちゃうんですけど、周りの学校は大丈夫でしょうか。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

令和7年4月の開校予定でございますので、令和6年度末までは前の学校で対応をお願いするという予定になりますけれども、現在の許容教室数より少しオーバーしている状況もございますので、例えば小倉小学校におきましては、少し増築のリースをして、一時的に教室数を増やしたり、また、東小倉小学校につきましては、常設の校舎の増築を今既に着手しておりますので、令和6年度末まではそういう形で、周りの学校で対応させていただきます。

学区につきましても、令和6年度に最終決定をするんですけども、新校が建ちましたら、基本的にはゴールドクレストのマンションにつきましては、新校のほうに皆さん行っていただくという予定でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

中村委員。

【中村委員】

こちらのマンションは買取型ですか。といいますのは、どういう方が住まわれるかによって、学校を維持していく必要があるのかどうか変わってくると思うんですね。例えば横浜市とかであれば、新しく学校をつくるけれども、期間限定の学校で、数年間だけとか決めていたりとか、あと学校をつくったとしても、その後を老人福祉施設に転用することを前提につくっていたりとかするんですけども、川崎市のこの地域というのは、ずっと子どもたちがいる可能性があり、この建物なのでしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】

こちら側の資料1に戻るんですけども、まず左側の真ん中の推計値を見ますと、令和16年度まで、もう1,000を超える児童数がこのまま続いています。ただ、この状態というのがずっと未来永劫続くわけではありませんので、こんどはこの右上の「設計等の見直しを検討すべき主な項目」というところに記載があるのですが、将来的な児童数減、こちらを見据えた学校施設のあり方といいますか、活用方法について、今後、この基本構想、基本計画の見直しの中で検討項目の一つとして取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認いたします。

報告事項 No. 7 G I G Aスクール構想の実現に向けた取組について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項 No. 7 G I G Aスクール構想の実現に向けた取組について」の説明を、情報・視聴覚センター室長と教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

それでは、「報告事項 No. 7 G I G Aスクール構想の実現に向けた取組」につきまして御説明いたします。

1枚目のA3の資料につきまして、情報・視聴覚センターのほうからまず、御説明をさせていただきます。

「1 学校ICT環境の整備の本市の現状」についてというところで、G I G Aスクール構想のこれまでの流れの中で、まず前提としまして、これまではパソコン教室を中心としたICT環境整備や無線LANでの普通教室用パソコン整備を進めてまいりました。表に詳しい整備状況を載せさせていただきました。これが現状ということでございます。

次に、G I G Aスクール構想のこれまでの概要と対応というところになります。昨年末、国からG I G Aスクール構想として、「1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備」により、誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現させるということが示されました。この構想につきましては、1つ目、校内ネットワークの整備と、2つ目、学習用端末の段階的な整備に国からの補助が出ることになり、本市におきましても、まず校内情報ネットワークの整備について、令和2年3月補正予算計上をさせていただいたところでございます。

ところが、その後4月に入りまして、端末の関係といたしまして、国の令和2年度補正予算案の対応として、「1人1台端末の整備スケジュールの加速」が示され、これまで令和5年度までの段階的な整備として国の補助対象である児童生徒の3人に2台分の整備が、今年度1年で全て措置されることとなりました。

下の表のとおり、スケジュールが前倒しされることとなったわけでございます。

それでは、右側「3 端末導入の基本的な考え方」ですが、まず国庫補助金を最大限に活用す

る観点から、3分の2に当たる国庫補助対象分、約6万9,000台と、国庫補助対象外である約4万8,000台を合わせた、合計約11万7,000台分をこの6月補正で計上し、義務教育全児童生徒1人1台を達成できるよう、現在関係局と調整を行っております。なお、契約の方法としましては、保守などを含めたリース方式を予定しております。

4番目です。「令和2年6月補正の具体的な内容」についてですが、端末導入に係る想定経費としまして、端末リース料、約380万円、インターネット接続の経費、約1,350万円、合計約1,730万円となります。なお、国庫補助分約31億円につきましては、直接事業者へ支払われることから、補正予算には計上しておりません。なお、整備された端末を今後維持していくための年間の想定経費は、約17億円と試算をしております。稼働につきましては、年度末の3月を予定しております。

次に、「(2)『1人1台整備』に向けた端末台数」ですが、国庫補助対象分である約6万9,000台と、地方財政措置分・国庫補助対象外になります、約4万8,000台を合わせた総数、約11万7,000台を見込んでおります。

最後に、「5 活用イメージ」ですが、ICT活用による授業の更なる改善に向けた教員向けの研修、端末の適正な管理のためのICT支援員などを導入することも視野に入れ、下の図のようなコンセプトの実現を目指してまいります。

情報・視聴覚センターからは以上でございます。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

引き続きまして、私のほうから、もう一枚資料で、A4の資料でネットワーク整備の資料を御用意させていただいております。今は端末、いわゆるパソコンの端末の導入の話だったんですが、各学校に高速ネットワークの整備ができていない状況がございますので、それを先行して動いておりまして、今年度中に各学校を整備するという予定でございます。工事的な内容なので、教育環境整備推進室のほうで担当しているところでございます。

資料に基づいて説明いたしますが、まず、1番の「これまでの経緯」について御説明いたしますが、GIGAスクール構想のネットワーク整備につきましては、3月上旬に国庫補助金の内定がございまして、補正予算額約20億円に対して、約11.7億円の内定ということでございました。少し落ちてるところもございます。このため、「2 見直しの内容」にございますように、一部の仕様の見直し等を行いまして、必要経費を精査させていただきました。

その結果、「3 見直し後の想定経費」でございますけれども、ネットワーク整備に係る事業費は、枠で囲っております総額32.5億円の見込でございまして、おおむね国庫補助の内定額に見合う事業費で執行できる見込に精査をしたというところでございます。

今後の予定です。4番のところ、「発注単位」でございますけれども、本業務の発注につきましては、市内の中小企業の受注機会の増大を図るといことも進めまして、ここでいいまして「(1)」と「(2)」でございますが、「(1) 学校調査・基本設計・物品調達等」と「(2) 実施設計・配線作業等」を分けて発注する予定でございます。

最後に、一番下の「今後のスケジュール」でございますけれども、この予定といたしましては、5月から6月を目途に、先ほど申し上げました「(1)」の「学校調査・基本設計・物品調達等」の契約手続を行っていく予定でございます。それがまず第一段階ということです。

その後、第一段階の設計の進捗に合わせまして、「(2) 実施設計・配線作業等」の業務につい

でも、市内中小業者さんが中心になると思いますが、順次契約手続を行いまして、年度内に何とか業務を完了させていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

では、G I G Aスクール構想について、質問等ございましたらお願いします。

【高橋委員】

大きい紙の左側の2で、1人1台端末とG I G Aスクール構想にはあって、でもこの下に「児童生徒数3人に2台分のすべてを措置」とあって、これって何でしたっけ。3分の1はもう整備されていて、残りの3分の2を整備するとか、そういう話でしたっけ。すみません、忘れてしまったので、教えてください。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

それでは、(2)につきましては、まず国の動きということで御承知おきいただきたいと思えます。国としてこういうふうにしたいというところで、国の補助分が、川崎でいいますと全児童生徒数、小中学校、あと小中学部までの話でございますが、その中での3分の2に当たるものしか国は補助しませんというのは前から言っているところで、それについて4年間でやるという、この表に、当初のスケジュール、令和2年度から5年度までのものを1年間でやってしまいたいというのが、国の方針として示されたというところでございます。

その残りの3分の1につきましては、川崎市の財政で取揃えるものとなりますので、それにつきましては川崎市のほうで検討して、1人1台を目指していきたい、全部を入れて3分3というところになるのでしょうか、分数でいいますと、そういう形でそろえていきたいというところを目指しているところでございます。

【田中教育政策室長】

若干補足をさせていただきますと、国の言い分としては、もともと児童生徒数3人に1台分を配置しなさいということは、昔から言っています、その分については地方交付税の算定の中に入れていきますよ。なので、川崎市は地方交付税をいただいているんですけど、川崎市の税収であれば、もちろん3人に1台分は整備できるはずのことになっているということですので、もともと整備するはずのものなので、川崎市さんで整備してくださいという仕切りになっています。そこに加えて、1人1台ということを急に国が言い出したので、その分については国が補助金として出しましょうという仕組みになってございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

聞きもらしてしまったかもしれないので、申し訳ないのですけれども、今年中に整備をする。でも、実際にパソコンがあったところで、教育にはならないですよ。これから、「5」のところに「活用のイメージ」ということで、「教員向けの研修」とか、「ICT支援員」と書いてあるんですけれども、実際、いつから始まるのですか。学校ごとにばらばらと始まるのか、イメージがちょっとわからないもので、教えていただきたいです。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

ありがとうございます。

私どももそこを、これから検討していかなきゃいけないところだと思いますが、導入の流れとしましては、例えば3月としても、3月に一気に例えば11万台がだっと入るわけではなく、やはり、ネットワークの整備ととも絡むところがありますので、ネットワークができたところから、例えばテストをしたりするときに端末があったほうが良いというところもありますので、徐々に入れていくということに、完成したところに入れていってというのが、一番理想かなと思っていますので、そういう計画を立てたいとは思っておりますが、そこでのその後の活用については、まだ今も検討中でございます。まさにそこが大事なところだなと思っていますので、最後のところは本当にぎりぎりになってしまう可能性もありますので、その辺のバランスもうまくとりながら、計画を立てていきたいと思っております。

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

確認なんですけれども、このA3の右側のリースのところの金額のところなんですけれども、先ほど高橋委員のほうからありました、3分の2が国庫補助対象分で、対象じゃない3分の1というのが、17億に当たるという部分ですか。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

説明がうまくできておりませんで、申し訳ございません。

4番の(1)の表の下の方の二つ目のポツのところには17億円ということだと思っておりますけれども、これは全部そろったときという意味で、3分の2の補助と、3分の1の川崎の財政でやるものがそろって、今後それを継続していく、補助なしでということになります。継続して、例えば今後更新していくということになりますと、17億円がこれの維持のために、例えば5年リースで契約したとして、5年が終わった後、6年目となったときには17億円が必要になるというところで、それが毎年毎年、市の財政にかかってくるというのが、今回の私どもが国に要望しているところでございます。後年度負担がやはりどうしてもかかるころでございます。今年度は本当に少ないんですけれども、今後、次の令和3年度の(1)のところの表を見ていただいても、14億かかるというふうになっておりますので、それが今後、補助がなくなった端末を入れたときには17億円が必要というふうに試算をしているところでございます。

【岩切委員】

これ、リースということは、リース契約というのを更新していかなければいけないということですか。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

5年やってみて、もうやめようということになれば話は別なんですけれども、返さなければいけないということになりますので。

【岩切委員】

このリースのほうには、その端末だけということで、回線関係のものアップデートは含まれていないということですか。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

回線の、インターネットにつなぐための回線というのは、「4」の「(1)」の「回線・ライセンス経費」で、1校当たりどれぐらいというのはかかる部分になりますので、基本的にはインターネットにつないで、クラウドのアプリを使うような設定のものになりますので、端末自体はほとんど何もソフトが入っていないようなもので発注しますので、そこに関してインターネット回線代だけあれば、校内無線LANができていたるところが前提でございますが、それが継続する限り使えるということでございます。

【岩切委員】

変な話なんですけれども、全部この11万7,000台ですか、というのが、例えばアプリケーションのアップグレードとかいうと、全部やらなきゃいけないんですけれども、これは端末のリース会社がやってもらうことを前提とされているんですか。何かオペレーションとしてもすごくかかりそうな感じで、すごく気になったものですから質問させていただきます。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

従来の私どもが考えているものとして、やはり例えばインストールというものが必要になってくるというのがあるとは思いますが、基本的には、あまり端末の中にソフトをインストールするという考え方ではなく、端末には何もあまり情報が入っていない。シンクライアントとは言い切れないんですが、それに近いシステムだと思っていただいて結構かと思いますが、あまり中に入れるアプリということにこだわらないもので、できるだけネットワークを使ったというふうに、もともと文部科学省の思想というのが、そういうもので構想されておりまして、端末にお金をかけないというところの中で、ネットワークを整備して、その上でネットワークにつながる端末で、できるだけコストを下げ活用しようということになって、そういうコンセプトがありますので、私どもはそれを踏まえて整備をしていきたいと思っております。

【小田嶋教育長】

石井委員。

【石井委員】

校内LAN環境ということなんですけれども、使用の場所は学校内だけですか。それとも、自宅も、持ち帰りも可能なんですかね。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

当初、最近コロナ関係の話がありまして、持ち帰れないのかという話がどうしても出てきますが、当初の考えですと、まず持ち帰るということではなく、学校の中で授業として、学習としてのツールとしてしっかりこういう端末を位置付けようというのがもともとの趣旨でありまして、それを踏まえて私どもも、授業でどうやって活用していこうか、まず学校の中でどういうふうに活用していこうかということを中心にして、それが分かったところで多分家庭でも、これは遊びの端末ではなくて、学習の端末なんだというのを子どもも家庭も理解していただいた上で、本当は持ち帰ったりということとを5年後考えるのか、その次のときに考えるのかという思想で、私たちの考えではおりましたので、それがちょっと前倒しになって、やはり学校持ち帰って、先ほどの話にも出ていましたが、オンライン学習で使えないとか、そういうことになってきてはいますが、もともとの趣旨として、持ち帰っても、あまりインターネットにつながらない環境ですと、やはりそれは使いにくい端末でありますので、それが欠点でもありますので、それでどうしていくかというところは課題にはなっていると思います。

【石井委員】

あと11万台ですか、整備にある程度の期間があるとしても、ばっと増えるわけですよ。そうすると、やっぱり不具合だとか、操作に不慣れだとか、先ほどの新校務支援システムでもヘルプデスクの開設とかいうお話がありましたけれども、これだけ一気に増えると、相当そのバックアップ体制とか、サポート体制というのもしっかりしていないと厳しいと思うんですが、もちろん現場で使えることと、だからそういうサポート、新たに部署をつくるのかとか、そういったことというのも考慮されているんですか。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

まさに石井委員がおっしゃるように、学校のほうが困ってしまっただけは困るし、学校のほうもそれこそ働き方改革に逆行するような手間がかかってはいけないと思っております。

ある程度学校でやっていただくこともあると思うんですが、それをいかにシンプルにできるかというところ、それからやはり、保守というところですかね、うまく、不具合があったときの対応ということにつきましては、文部科学省の基本のパッケージプラスやはりそこも金額というのは大事にしていきたいと思って、確保させていただいて、当然業者さんによるメンテナンスも定期的なメンテナンス等も必要でしょうし、壊れたときの対応ということも、手厚くどこまでできるかということはお金との判断になってくるんですけれども、できるだけことはしていきたいなと思っております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

大きい「4」の「回線・ライセンス経費」のところで、この回線・ライセンス経費というのは何の回線ですか。校内LANとかの回線なのか。例えば、LTEであったり、端末がどこに持っていても使えるようなものなのか。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

こちらにつきましては、この表記だと分かりづらいところがありまして申し訳ないんですが、基本的には校内のLAN整備は、こちらの今年中という予定で今進めている校内LAN整備で無線LANのアクセスポイントがつくような、それにつながるということは、校内ではできるといところになります。

体育館のところまでとか、そういう範囲は今、検討中でございますが、それではなく、それ以外の外に出るプロバイダ契約とか、どこでインターネットと接続するか、いろいろな通信会社があると思うんですが、そういうことでありまして、今、高橋委員がおっしゃられたLTEというのは、今回は今のところ考えていないところでして、これを家に持って帰っても使えるかといったら使えない。もちろんWi-Fi環境があれば使えるとは思いますが、携帯の端末のようなものではなく、やはりネットワークの環境がある場所に行けば使えるというものになります。それを想定して整備をしております。

ですので、このインターネットのライセンスというのは、1校当たり1契約をするという感じに今のところ想定をしておりますが、インターネットにつなぐためのプロバイダ契約とか、そういうものに通信契約というものになると想定しています。

【高橋委員】

端末1個1個というよりも、学校のネットワークがインターネットにつながるための回線というか、回線状況ということですよ。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

おっしゃるとおりで、そういうものにいたします。

【高橋委員】

その想定でつくったら、5年間はその想定でしか使えないということですか。途中から例えば、端末が途中からLTEというか、外でも例えばインターネットがあるお家はWi-Fiで使ってもらっていいんだけど、ないお家は端末がLTEになって、端末さえあれば回線につながれば、どんなお子さんも勉強ができるわけじゃないですか。皆LTEにする必要はなくて、Wi-Fiでやってくれる人はWi-Fiでやってもらうんだけど、ない家はやっぱり端末がネットワークにつながっているという状態のほうがいいと思うんです。

それって、途中で変えたりできますか。それとも、最初の端末の仕様で、例えばiPadとかもセルラーと何とかとか分かれたりしている、そういう感じなのか、どういうふうになりそうですか。機器が来ないと分からないかもしれないですが。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

今のところの想定ということになりますけれども、基本的にはLTEではなく、Wi-Fiにしつつながらないものを想定しております。

なぜかといいますと、やはり1端末当たりの通信量がかかってしまうというところ、それを毎月維持していかなければいけないということで、例えば文科省のほうでも、説明としてはLTEで適している自治体というのは、やはり小さい自治体で、なかなか都市部のように通信環境、Wi-Fiがどこにでもつながるといった状況ではなく、遠隔で利用できるようなところでしたらLTEのほうがいいのではないかとこのように言われていますが、川崎のような自治体、都市部ですと、やはりLTEだとコストが高いというふうに試算はできておりますので、そこはちょっと今のところ選べないところではございますが、コロナというところに関しては、別なものを使うかも含めて検討が必要かとは思っていますが、今のところは想定していないところです。

【高橋委員】

でも、例えば後付けでポケットWi-Fiじゃなくて、そういうのをわたせば、そのの、あつていますか、ポケットWi-Fiみたいな、そういう別の機器をわたせば、その端末もインターネットにつながれるよということ是可以するから、可能性は残されているということですね。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

そのとおりです。

【岡田教育長職務代理者】

教えてください。リースは、さっき5年とおっしゃったので、5年を考えているのでしょうか。それとも、もうちょっと狭めるということを考えていらっしゃるのでしょうか。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

今のところ5年ということ考えております。

【岡田教育長職務代理者】

理由は何ですか。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

標準的な端末の保証期間といいますか、それが5年から6年ぐらいというのが、今まで私たちの計画してきた中で想定しているところがそれでやってきましたというところが、まず一つあります。

ただ、それには一つ問題がありまして、端末がモバイル端末であるということで、バッテリーの問題がやはりありまして、岡田委員がおっしゃるとおり、狭めるという考えも、私たちも試算はしてみました、やはりコストの面でどうなのかというところがあり、もともと4年で導入をするということでありましたので、それが入れ替わるときに次のがもう来てしまうというところがあつたりということで、5年が妥当だろうというところで、バッテリーの交換をどうしようか

というところも、途中でそういう契約をするのかどうかも含めて、大体バッテリーが3年しかもたないのではないかとされている中で、早くしたほうがいいというものもあるんですが、今のところ5年でございます。

また何か追加があれば。

【岡田教育長職務代理者】

とんでもないです。早くしたほうがいいかなとは正直思います。

それから、この段階では答えられないかもしれないんですが、当然このリース会社は日本の会社ですよ。外国の会社の可能性も、つまり値段を比べたら安いから外国だというふうに考えるのか、川崎でこれだけ日本の先端の企業がおありになるところで、日本の企業を使わない手はないんじゃないかという思いがあってですね、お答えづらいかもしれないんですが、このリースの会社の絞り方というか、そういうので何かお考えとか構想はあるんですかね。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

リースにつきましては、基本的にはWTOという、大きな契約になりますので、基本的には世界に発信するというところが、もともとの基準としてはありますが、基本的にはあるとはいえ、私たちがこれまで話をしている中では日本の会社も想定していますが、これを決めるのは、まだ今はできないというところが現状でございますし、例えばリース会社は日本であっても、端末がどこでつくられているかということになりますとまた別の話になってきたり、それを扱う販社さんがどこになるのかということも、また別の話になりまして、メーカーさん、販社さん、リース会社と3社入り乱れというか、それでパッケージをつくってくるということもありまして、そういう提案を受けて私どものほうが決めていくことになると思いますので、いろいろな広い視野でどれが適切なのか、川崎に合っているのかということろは考えながら、日本ということが入ってくるのかどうかということも微妙なところですが、それも検討材料にさせていただきたいと思います。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。今回のコロナウイルスの関係があって、サプライチェーンのあり方を変えようということも、当然出てきていることでもありますので、私の個人的な希望では、ぜひ日本の会社を使って、だからといってどうなるものでもないと思いますが、そんな思いがありました。

それから、5番のところの「活用イメージ」のところでは、やっぱり学習指導要領を具現化していこうとしたときには、このGIGAスクール構想は必ずやらなければいけなくて、そのために教職員がどんなアプリをどう使えるかとかという、ここをしっかりとっておかないと、せっかく端末が来ても活きなくなってしまうので、それが御担当かどうか、僕には分からないんですけども、ぜひそこ連携をしておいて、主体的で、新学習指導要領の趣旨が生きていくようなものというのは、絶対に必要だなとか、そんな視点でもぜひリース会社を選んだりする方法もありかな、なんて、お話を聞きながら勝手に思っているんですが、これからの教育の根幹になるところをなさるといことになると思いますので、とてもとても大事な、先を見つめながらの作業になるんじゃないかなというふうに思いますので、期待していると同時に、ぜひ進めてい

くと同時に、17億でしたか、リース。5年後にまたかかっていくという、これどうするのかというのも正直なところで、というようなことがいろいろあるんですが、ぜひ早目早目に進めていっていただきたいというふうに強く思いました。

以上です。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

一言だけ最後。今おっしゃっていたこのコンセプトというか、教育の話になりますと、やっぱり端末だけ入れればいいということは絶対ないと思っております。

先ほど、こちらのほうの体制はちゃんとできているのかという御指摘が石井委員のほうからありましたけれども、やはりこちらも教育の、どうやってこの端末がそろったときに使っていくかということを、今年研究のテーマとしておりまして、そのために指導主事も一人増やして、そのためのGIGAスクール構想の実現のための担当ということで、今つけさせていただいております。その者を中心に、今コロナのことで別なこともあります、それを中心に学校でどう使っていくか、授業で1人1台端末が入ったときにどういうことをしていけばいいか、入ったときに先生方が困らないような対応を、研修も含めて、資料づくりも含めて、今進めているところでございますので、そこは重々根幹だということを肝に銘じて、これから対応していきたいと思っております。

【高橋委員】

さっき、シンクライアントっぽいものになるという話だったんですけど、もう使おうとしているソフトみたいなものは、大体そろったりしてあるんですか。先生方が研究を、今、岡田先生が研究を、というお話だったんですけど、ソフトがないと研究できないので、端末がなくてもソフトがあれば研究できると思うので、そこら辺の出そろい方だけ、最後に教えてください。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

こちらもしろんな業者と話をさせていただいております、どれが川崎の今の教育にあっているか。また、活用の度合いということも含めて、いろいろなステップが、段階があるかなと思っておりますので、まずはその1人1台をしっかりと使うということに対して、どういうアプリケーションがあるのか、ドリルのようなアプリがいいのかとか、いろいろ今検討は進めているところで、その辺のことも大事に考えていきたいと思っております。

はっきりしたことはちょっと申せませんが。

【高橋委員】

何個かはあるということですね。

【栃木情報・視聴覚センター室長】

そのとおりです。検討しているところでございます。

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.7について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 7は承認いたします。

10 議事事項Ⅱ

議案第2号 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

なお、議案第2号は、令和2年第4回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

それでは、「議案第2号 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、教職員企画課担当課長、お願いします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは「議案第2号 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今回の条例改正の概要につきまして、教職員企画課担当課長から御説明申し上げます。

【川合教職員企画課担当課長】

それでは、議案第2号の「条例の概要」の資料をごらんください。

まず、「1 改正の背景」の「(1) 給特法の改正」についてでございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる「給特法」の一部改正により、国は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理、その他教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する「指針」を定めることとされたところでございます。

次に、「(2) 指針の策定」についてですが、「(1)」の「給特法の改正」を受けまして、国の「指針」が本年1月に策定され、この「指針」において、都道府県及び指定都市は、教育委員会が定める教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとされたところでございます。

なお、上限を設ける「在校等時間」についてですが、これは、いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間でございます。

次に、「2 指針の主な内容」についてでございますが、「指針」においては、「1箇月の合計時

間の上限を45時間、1年間の合計時間の上限を360時間とすること」、「医師による面接指導を実施すること」、「業務の分担の見直しや適正化等の取組を実施すること」などが定められています。

ページをおめくりいただきまして、2ページをごらんください。「指針」に示されている「上限時間」をこちらに記載いたしました。これらを参考にしながら、教育委員会規則等において上限時間を定めることとされております。

「1」の「原則」として、「1箇月の時間外在校等時間」について45時間以内、「1年間」について360時間以内、「2」の「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合」においては、「1箇月」について100時間未満、「1年間」について720時間以内などとなっております。

次に、「3 改正理由」ですが、教育職員が心身ともに健康を維持しながら業務を遂行できるようにすること等が必要であることから、本市においても、「指針」を参考として必要な措置を講ずることとしているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。「制定理由」でございますが、「教育職員の業務量の適切な管理等を行うこととするため、この条例を制定するもの」でございます。

2枚おめくりいただき、4ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第6条第1項の改正でございますが、第7条として新たに1条を加えることに伴う文言の整理を行うものでございます。

1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。第7条の改正は、教育委員会が教育委員会規則で定めるところにより、教育職員の業務量の適切な管理等を行うものとする規定を加えるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。「附則」でございますが、この条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

こちらの条例案につきましては、6月に開催される市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

なお、この条例案は、市議会において可決後に、速やかに公布され、施行されますが、この条例改正に伴い必要となる教育委員会規則も、条例の公布日と同じ日に公布し、その日から施行する必要がございます。

よって、この条例が市議会において可決後に、この条例改正に伴い必要となる教育委員会規則につきましては、教育長が臨時に代理して手続をさせていただく予定でございます。

議案第2号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

【中村委員】

「必要な措置を講ずることとする」ということですが、必要な措置を講じて難しいと言っているのはどうなるんですか。上限時間が決まっていると思うんですけれども。

【川合教職員企画課担当課長】

上限を守れなかった場合ということですか。
特に罰則等はございません。

【小田嶋教育長】

職員部長。

【石渡職員部長】

国のほうの、いわゆる給特法第7条に基づいて、かつてはガイドラインと呼ばれたものが指針として位置付けられています。この中で、川崎市の教育委員会、いわゆる服務監督教育委員会ということなんですけれども、こういった今お示しした労働時間に対して、目安として取り組んでいきなさいということが一つと、それから、議案の資料の「2」の「指針の主な内容」の部分にございますとおり、併せて長時間労働者の健康管理についても、きちんと見ていきなさいと。具体的にいくつか項目がございまして、そういったことも併せて、罰則はないんですけれども、時間だけを管理するのではなくて、当然そこから漏れてしまう方がいらっしゃると思いますので、アフターケア等を含めて、未然防止を含めて取組を進めていきます。

大体示されている内容は、先ほど働き方改革で示されております、私どもの基本方針にのっとった取組が網羅されておりますので、こちらの条例制定あるいは規則制定に合わせて、引き続き積極的に取組を推進していくという形で指針の内容を担保していこうと思っています。

以上でございます。

【川合教職員企画課担当課長】

それと、国の指針では、上限時間の範囲を超えた場合は、学校における業務の状況について、事後的な検証を行うとされておりますので、本市においても、こういった指針も参考にして取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。
では、議案第2号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第2号は原案のとおり可決いたします。

議案第3号 公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について

二瓶教育政策室担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第3号は原案のとおり可決された。

1 1 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(17時37分 閉会)